平成 25 年 12 月定例会 建設経済常任委員会記録

平成 25 年 12 月 5 日 (木)

平成 25 年 12 月 17 日 (火)

平成 25 年 12 月 18 日 (水)

平成 25 年 12 月 19 日 (木)

場所:鳥栖市役所3階第3委員会室

目 次

平成	25 4	年:	12 月	∄ 5	5 日((木)・	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	•••	••	•••	• • •		• •	• • •	 ••	• • •		• • •	••	•••	• 7	頁
平成	25 4	年:	12 月] 1	7 日	(火)		• • •		•••		•••				•••		• • •	••	 • • •			•••		•••	•15	頁
平成	25 4	年	12 月	1	8 目	(水)		••	•••			•••				• • •			• •	 • •		• • •	•••		•••	• 57	頁
平成	25 4	年:	12 月	1	9 日	(木)		• • •				• • •					. 			 					•••	115	頁



平成 25 年 12 月定例会審査日程

日次	月 日	摘 要
第1日	12月5日(木)	開会 委員長の互選 副委員長の互選 委員席の指定
第2日	12月17日 (火)	審査日程の決定 環境対策課関係議案審査 議案乙第 35 号、議案甲第 34 号、議案甲第 36 号 〔説明、質疑〕 農林課関係議案審査 議案乙第 35 号、議案甲第 37 号、議案甲第 38 号 〔説明、質疑〕 商工振興課関係議案審査 議案乙第 35 号
		〔説明、質疑〕 上下水道局関係議案審査 議案乙第 39 号、議案乙第 40 号、議案乙第 37 号、 議案甲第 52 号、議案甲第 53 号、議案甲第 39 号、 議案甲第 40 号、議案甲第 54 号
第3日	12月18日(水)	建設課関係議案審査 議案乙第35号、議案甲第43号、議案甲第44号、 議案乙第45号 〔説明、質疑〕 専決処分事項の報告(建設課) 報告第7号、報告第8号、報告第9号、 報告第10号、報告第11号

		都市整備課関係議案審査
		議案乙第 35 号、議案乙第 38 号、議案甲第 41 号、
		議案甲第 42 号
		〔説明、質疑〕
第3日	12月18日(水)	陳情協議
		陳情第 21 号
		[協議]
		国道・交通対策課関係議案審査
		議案乙第 35 号
		〔説明、質疑〕
		現地視察
		新産業集積エリア(幸津町)
		農業集落排水施設(於保里、下野)
		新鳥栖駅周辺(原古賀町)
		議案審査
		議案乙第 35 号、議案乙第 37 号、議案乙第 38 号、
		議案乙第 39 号、議案乙第 40 号、議案甲第 34 号、
第4日	12月19日(木)	議案甲第 36 号、議案甲第 37 号、議案甲第 38 号、
		議案甲第 39 号、議案甲第 40 号、議案甲第 41 号、
		議案甲第 42 号、議案甲第 43 号、議案甲第 44 号、
		議案甲第 45 号、議案甲第 52 号、議案甲第 53 号、
		議案甲第 54 号
		〔総括、採決〕
		閉会中の継続審査申し出の件
		〔採決〕

12 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成 25 年 12 月 16 日付託]

議案乙第35号	平成25年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)	〔可決〕
議案乙第37号	平成25年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)	[可決]
議案乙第 38 号	平成25年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計補正予算(第2号)	[可決]
議案乙第 39 号	平成25年度鳥栖市水道事業会計補正予算(第1号)	[可決]
議案乙第 40 号	平成25年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第2号)	[可決]
議案甲第34号	鳥栖市衛生処理場設置及び使用料条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第36号	鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第37号	鳥栖市地域休養施設条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第38号	鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第39号	鳥栖市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第 40 号	鳥栖市農業集落排水施設整備事業分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第 41 号	鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第 42 号	鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第 43 号	鳥栖市道路占用条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第 44 号	鳥栖市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第 45 号	鳥栖市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第 52 号	鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例	〔可決〕
議案甲第53号	鳥栖市下水道条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第 54 号	鳥栖市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	〔可決〕
	〔平成 25 年 12 月 19 日 委員	会議決〕

2 専決処分事項の報告

報告第7号 専決処分事項の報告について (建設課) 報告第8号 専決処分事項の報告について (") 報告第9号 専決処分事項の報告について (") 報告第10号 専決処分事項の報告について (")

〔説明、質疑〕

3 陳情

陳情第21号 新鳥栖駅周辺の環境整備に関する要望書

〔協議〕

4 その他

委員長の互選 [平成25年12月5日 互選]

副委員長の互選 [平成25年12月5日 互選]

委員席の指定 [平成 25 年 12 月 5 日 指定]

閉会中の継続審査申し出の件 〔継続審査〕

[平成25年12月17日 決定]

平成 25 年 12 月 5 日 (木)

1 出席委員氏名

委員長 藤田昌隆 副委員長 江副 康成

 委員
 森山
 林
 齊藤
 正治
 内川
 隆則

 中川原豊志
 西依
 義規
 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

なし

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 横尾 光晴

5 審査日程

委員長の互選 副委員長の互選 委員席の指定

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

-	8	-	

年長委員の紹介

横尾光晴議事係書記

皆さんこんにちは。

建設経済常任委員会担当書記の横尾と申します。よろしくお願いいたします。

選任後最初の委員会でありますので、委員会条例第8条第2項の規定により、年長委員が 委員長の互選を行うことになっております。

本日の出席委員中、森山林議員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。 森山議員、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔森山林委員、委員長席へ〕

森山 林委員

ただいま御紹介いただきました森山でございます。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長選出まで委員長の職務を行います。皆様方 の御協力をよろしくお願い申し上げます。

∞

開会

午後2時49分

開議

森山 林委員

これより委員会を開会いたします。

∞

委員長の互選

副委員長の互選

森山 林委員

早速ですが、委員長の互選を行いたいと思います。

委員長は委員会において互選することになっております。どういう方法で選任したらよろ

しいか、皆様の御意見を承りたいと思いますので、よろしくお願いします。 座ってさせていただきます。

江副康成委員

すいません。指名推選で、行えたらいいんじゃないかと思いますけどですね。

森山 林委員

ただいま指名推選により選任したいという御意見がありましたが、推選によって選任する ことよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

森山 林委員

御異議がないようでございますので、推選による委員長を選任することといたします。 どなたか推選をお願いをいたしたいと思いますが。

ここで休憩をとっていいでしょうかね。

ちょっと暫時休憩をさせていただきたいと思います。

午後2時51分休憩

∞

午後4時58分開議

森山 林委員

そしたら再開したいと思います。

長時間とりまして、お疲れ様でございます。

一応、指名推選というふうな形はさっき決まっておりましたので、ここで指名推選をしていただきたいと思いますが、一応本来なら、委員長、そして交代して、さらに委員長のもとで副委員長ということでございますけれども、もう合わせて委員長、副委員長の指名推選をさせていただいて、委員長と交代をして、あと御挨拶をしていただきたいと思いますので、この件については、もう何の異議もないというようなところでお願いをいたします。

それをまず確認いたします。いいでしょうかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

そしたら一応その旨で、進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

内川隆則委員

結論だけ申し上げたがいいのか、話の流れも少ししたほうがいいのかわかりませんが、少し話の流れをしたほうがよかろうと思いまして、るる相談をしましたが、我々、齊藤議員初め森山議員、内川はちょっと引かせていただきたいというふうなことになって、結局5人で話し合っていただきましたが、最終的には我々3人のほうで相談いただきたいというふうなことでありましたので、相談をしまして、皆さん2期目でありますが、年齢はどうなのかというふうなことを見まして、年齢は藤田議員、中川原議員、そして江副議員という順番でありました。

じゃあというふうなことで、中川原議員は4年間務めていただいていないので、失礼ですけど、藤田議員に委員長、そして江副議員に副委員長ということでお願いしたらどうかというふうな結論に至りましたので、ぜひ、皆さん方の御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

森山 林委員

はい、ありがとうございました。

今、内川議員のほうから、もう委員長には藤田議員、副委員長には江副議員ということで ございました。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい、そしたら御異議なしと認めます。

よって、藤田議員を委員長に、そして江副議員を副委員長にということで決しました。

一応ここで委員長と交代をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

ここまでの御協力本当にありがとうございました。

〔藤田昌隆委員長、委員長席へ〕

藤田昌隆委員長

ただいま御推選いただきました新風クラブの藤田昌隆です。

ぜひ、この建設経済常任委員会を円滑に、そして、たくさん議論の出る委員会、活発な元 気のある委員会にしていきたいと強く思っております。

そういうことで、ぜひ諸先輩、すごい先輩がたくさんいらっしゃる中で、まだまだ若輩者 でございますが、ぜひ皆さん方の御指導をいただきながら、委員会を進めていきたいと強く 思っておりますので、ぜひとも御協力のほどよろしくお願いします。

以上でございます。よろしくお願いします。

〔拍手〕

江副康成副委員長

副委員長に御推選いただきました江副でございます。委員長を補佐し、建設経済委員会が 円滑に委員会進められますよう一生懸命頑張ってまいりますので、皆様の御指導、御鞭撻の ほどよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

藤田昌隆委員長

それでは、これより委員長職を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

∞

委員席の決定

藤田昌隆委員長

委員席の座席の指定なんですが、暫時休憩をした上で、また再開をいたしますのでよろし くお願いします。

午後5時4分休憩

午後5時4分開議

藤田昌隆委員長

再開します。

委員席につきましては、ただいまお座りの席を指定いたします。

藤田昌隆委員長

それでは、これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後5時4分散会

建設経済常任委員会委員席図

	藤	田昌隆委員	長		
				I	
江副康成副委員長				内川隨	全則委員
中川原豊志委員				森山	林委員
西依義規委員				樋口相	ョー郎委員
				齊藤亚	三治委員



平成 25 年 12 月 17 日 (火)

1 出席委員氏名

委員長 藤田 昌隆 副委員長 江副 康成

委員 森山 林 齊藤 正治 内川 隆則 中川原豊志 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

IJ

参

事

兼

課

長

3 委員会条例第19条による説明員氏名

環境経済部長兼上下水道局長 立石 利治 環 境 対 策 課 長 槙原 聖二 課長待遇兼衛生処理場 長 智博 松田 環 境 対 策 推 進 係 長 竹下 徹 農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長 大坪 正 農業委員会事務局次長兼農業振興係長 森山 信二 農林課長補佐兼農村整備係長 井田 勝 農 政 係 長 山内 一哲 農 整 係 主 光男 村 備 幹 赤司 商 工 振 興 課 長 佐藤 道夫 工 労 IJ 商 観 光 政 係 長 向井 道宜 企 業 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 地 係 長 下川 広輝 上 下 水 道 局 管 理 課 長 岩橋 浩一 IJ 長 補 佐 兼 業 務 係 長 野下 隆寬 IJ 総 務 係 長 楠 和久 下水道局次長兼 事 業 課 長 佐藤 敏嘉 IJ 参 事 兼 課 長 補 佐 今村 利昭

補

佐

前間

修

事 水 道 業 係 長 日吉 和裕 水 · 水 質 浄 係 長 松雪 秀雄 課長補佐兼下水道事業係長 佐藤 晃一 道 業 係 長 待 遇 中牟田 恒 下 水

建 設 部 長 松田 和敏 建 設 次 長 兼建 長 橋本 有功 部 設 課 都 市 整 備 課 長 野田 浩 道 · 交 対 策 課 長 小柳 誠 玉 通

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 横尾 光晴

5 審查日程

審査日程の決定

議案審查 [環境対策課]

議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)

議案甲第34号 鳥栖市衛生処理場設置及び使用料条例の一部を改正する条例

議案甲第36号 鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

[説明、質疑]

議案審査 [農林課]

議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)

議案甲第37号 鳥栖市地域休養施設条例の一部を改正する条例

議案甲第38号 鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

議案審查 [商工振興課]

議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)

〔説明、質疑〕

議案審查 [上下水道局]

議案乙第39号 平成25年度鳥栖市水道事業会計補正予算(第1号)

議案乙第 40 号 平成 25 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

議案乙第37号 平成25年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)

議案甲第52号 鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案甲第53号 鳥栖市下水道条例の一部を改正する条例

議案甲第39号 鳥栖市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

議案甲第40号 鳥栖市農業集落排水施設整備事業分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第54号 鳥栖市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

-	18	-
	10	

午前9時56分開議

藤田昌隆委員長

ただいまから、建設経済常任委員会を開催したいと思います。

∞

職員の紹介

藤田昌隆委員長

委員会の審査日程についてお諮りする前に、改選後初めての委員会となりますので、まず は課長以上の職員の皆さんの御紹介をお願いし、そのほかの職員の皆さんにつきましては、 各課の審査の冒頭にお願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは御紹介をお願いいたします。

立石利治環境経済部長兼上下水道局長

おはようございます。

環境経済部と上下水道局のほうから自己紹介をしてまいりたいと思います。環境経済部と上下水道局の自己紹介を最初にして、その後に、建設部関係の自己紹介のほうに入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、私のほうから自己紹介します。環境経済部長兼上下水道局長を拝命しております立石でございます。よろしくお願いします。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

農業委員会の事務局長兼環境経済部次長兼農林課長の大坪と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

槙原聖二環境対策課長

おはようございます。

環境対策課長を拝命しております槙原と申します。よろしくお願いいたします。

佐藤道夫商工振興課長

おはようございます。

商工振興課長を拝命しております佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

佐藤敏嘉上下水道局次長兼事業課長

おはようございます。

上下水道局次長兼事業課長を拝命しております佐藤でございます。どうぞよろしくお願い します。

岩橋浩一上下水道局管理課長

おはようございます。

上下水道局管理課長を拝命しております岩橋と申します。よろしくお願いします。

松田和敏建設部長

おはようございます。

建設部の職員の紹介ということでございます。私、建設部長を務めております松田でございます。よろしくお願いいたします。

橋本有功建設部次長兼建設課長

おはようございます。

建設部次長兼建設課長の橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

野田 浩都市整備課長

おはようございます。

都市整備課長の野田でございます。よろしくお願いします。

小柳 誠国道・交通対策課長

おはようございます。

国道・交通対策課で課長をしております小柳といいます。よろしくお願いいたします。

藤田昌降委員長

どうも御紹介ありがとうございました。

なお、各部、各課の概要につきましては、それぞれの審査の前に御説明をお願いしたいと 思います。

∞

審査日程の決定

藤田昌隆委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

本日12月17日、議案審査としましては、まず環境対策課、続きまして農林課、それから 商工振興課、続いて上下水道局という形で1日目をやりたいと思っております。 それと明日12月18日、水曜日ですが、建設課、それから都市整備課、それから国道・交通対策課、以上3課をお願いしたいと思っております。

それと12月19日、現地視察につきましては副委員長から説明をお願いいたします。

江副康成副委員長

おはようございます。

今回、新産業エリア、幸津町にあります新産業エリア、それと農業集落排水関係として於保里、下野、千歳、そして新鳥栖駅周辺、この3カ所を、もしほかに御希望あればそれも加味しますけれども、今、用意しているのは以上の3点でございます。

藤田昌隆委員長

以上の審査日程のほうでよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

異議なしであれば、審査日程につきましては、以上のとおり決定をいたしました。 それでは、環境経済部の審査に入りますので、準備をお願いいたします。

〔執行部入れ替え〕

環境対策課

職員紹介、事業概要説明

藤田昌隆委員長

それでは、環境経済部の審査に入りますが、初めに、環境経済部の概要について説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

立石利治環境経済部長兼上下水道局長

環境経済部の概要に入ります前に、環境対策課の課長以下の自己紹介を先にさせていただ きたいと思いますのでよろしくお願いします。

松田智博環境対策課長待遇兼衛生処理場長

おはようございます。

環境対策課課長補佐兼衛生処理場の松田でございます。どうぞよろしくお願いします。

竹下 徽環境対策課環境対策推進係長

環境対策課環境推進係長を4月からさせていただいています竹下といいます。よろしくお

願いします。

立石利治環境経済部長兼上下水道局長

それでは環境経済部の事業概要について御説明をさせていただきます。

環境経済部の担当といたしましては、環境、農林、商工振興の3分野を担当をしております。

環境行政につきましては、自然や環境を次世代へ引き継ぐため、市民と行政が一丸となって長期的視点に立ち、さまざまな問題への取り組みが必要であることから、環境全般についての出前講座の開催や河川清掃活動などを通じて、ごみ排出量の減量化、循環型社会構築、環境美化に向けた取り組みを行っております。

次に農林行政につきましては、安心安全な農産物を安定的に供給するため、営農環境改善、 施設整備、機械導入、担い手の育成などを進めるとともに、農産物の地産地消、地域ブラン ド化などの推進を行っております。

次に商工振興行政につきましては、新産業集積エリアを整備し、雇用の確保、税収確保など、地域経済活性化に努めるとともに、市内立地企業支援に取り組んでおります。また、商店街活性化のための方策や支援を行うとともに、学会や文化、スポーツなどコンベンション誘致に努めてるところでございます。

この後は環境対策課の概要について、課長のほうから御説明をさせていただきます。

槙原聖二環境対策課長

それでは、環境対策課の概要説明を申し上げます。

環境対策課につきましては、課長以下 16 名となっております。本庁職員、課長以下 10 名と、そのほかに庁外施設 2 施設を持っております。庁外施設につきましては、鳥栖市斎場に 2 名、衛生処理場に場長以下 4 名という体制になっております。

主な担当の業務につきましては、廃棄物処理法に基づく家庭ごみや粗大ごみなど一般廃棄物の収集運搬及び処理に関する業務、資源物の回収などリサイクルの推進に関する業務、騒音や振動、悪臭、水質汚濁、不法投棄、大気汚染等の公害防止や監視に関する業務、そのほか狂犬病予防に関する業務、生活環境の保全に係る苦情等の処理、ノーポイ運動や河川清掃活動など、環境美化に関する啓発活動、環境教育に関する業務、そのほか、みやき町のごみ処理施設の管理運営を行う鳥栖・三養基西部環境施設組合に関する業務等があります。

庁外施設につきましては、斎場における火葬業務、それと衛生処理場におけるし尿処理業 務というふうになっております。

以上、簡単ではございますけれども、環境対策課の概要説明とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

はいどうも、ありがとうございました。

∞

議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)

藤田昌隆委員長

それでは、環境対策課関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第 35 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算 (第 5 号) を議題とします。 執行部の説明を求めます。

槙原聖二環境対策課長

それでは、議題となりました議案乙第35号 鳥栖市一般会計補正予算(第5号)のうち、 環境対策課関係分について御説明を申し上げます。

今回、12月補正予算説明資料の1ページをお願いいたします。

今回、環境対策課分につきましては歳入の補正がありませんので、歳出について御説明を 申し上げます。

1ページ目、款4.衛生費、項2.環境衛生費、目2.斎場費のうち、節2.給料及び節4.共済費につきましては、斎場職員2名分の給与改定に伴う補正となっております。

同じく節 11. 需用費 45 万円につきましては、電気料金値上げに伴う補正となっております。

次に款4.衛生費、項3.清掃費、目1.清掃総務費のうち、節2.給料から節4.共済費までにつきましては、環境対策課職員10人分の給与改定及び人事異動に伴うものでございます。

また、目2. 塵芥処理費、節 11. 需用費 9 万円につきましては、動物死骸の焼却数の増加に伴う、動物焼却炉の燃料費の不足分でございます。

次に資料2ページをお願いいたします。

目3. し尿処理費のうち、節2. 給料から節4. 共済費までは、衛生処理場職員4人分の 給与改定及び人事異動に伴うものでございます。

また、節 11. 需用費の 260 万円につきましては、電気料金の値上げに伴う電気料の不足分でございます。

節 13. 委託料の 230 万円の減額につきましては、下水道の普及により、浄化槽汚泥の発生、 処理量が減少したために、委託料の減額を行ったものでございます。 次に資料3ページをお願いいたします。

今回、債務負担行為の補正をお願いしております。内容につきましては、斎場の管理運営委託費につきまして、平成26年度から平成28年度までの3カ年度の複数年の委託契約を締結するために補正をお願いするもので、限度額は契約期間における各年度契約額の総額となっております。

今回、12月議会において債務負担行為をお願いするのは、来年4月1日から斎場の受付及び火葬炉の運転といった管理運営業務を支障なく円滑に遂行できるよう、来年2月ぐらいの早い時期に、公募あるいは指名競争入札により業者選定を行うことで、決定業者が受託体制を整える十分な準備期間を確保するためでございます。

以上、12月補正予算の概要についての御説明でございます。

藤田昌隆委員長

はいどうも、ありがとうございました。

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

どなたか、ありませんでしょうか。

中川原豊志委員

3ページの債務負担行為について、ちょっと確認をしたいと思っておりますが、まず平成26年度からの3カ年間ということで、現在の、例えば、単年度の予算的にはどのくらいぐらい債務負担行為の限度額というのがかかっているのかっていう……。それ相当の金額に、また、負担行為というのはなってくると思うんですけれども、ここ数年の契約金額並びに委託業者、現在の委託業者と今回公募もしくは指名競争入札という話なんですが、その選定方法について確認をお願いします。

槙原聖二環境対策課長

現在の火葬業務にかかるものでございますけれども、現在職員2名のほか、嘱託職員1名、それと委託業者、これは鳥栖環境開発綜合センターのほうになりますけれども、こちらから2名の5名体制で業務のほうを行っております。現在、そちらの火葬業務に関する職員の給与等、委託業者の委託料などにつきまして一応2,700万円ほどかかっております。そのほかに140万円ほどの草刈業務等の委託がございます。

今回、火葬業務について民間のほうに委託をするということで、これにつきまして、現在考えておるのが概算で約1,700万円ぐらいの委託金額を見込んでおります。これにつきましては、詳細に設計金額等——債務負担行為の議決をいただいた後に、詳細な設計金額をすることになっておりますけれども、現在のところ1,700万円ぐらいの見込みということで、経費的には、2,840万円から、草刈り等の業務の一部拡大をするということで、差し引きで約

900万円ほどの削減を図りたいというふうに考えております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。(発言する者あり)挙手でお願いします。

中川原豊志委員

先ほど答弁の中に、鳥栖環境開発っていうのがちょっと入ったんですが、現在の委託は鳥 栖環境開発さんのほうに委託ということで間違いございませんか。

槙原聖二環境対策課長

申し訳ございません。委託分について、2名分の委託については、鳥栖環境開発綜合センターさんのほうに委託をしていると。委託料につきましては約490万円の委託になっております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

中川原豊志委員

鳥栖環境開発さんに 440 万円。

槙原聖二環境対策課長

正確には489万5,100円です。

中川原豊志委員

鳥栖環境開発さんに 490 万円ほど。今回委託の限度が 1,700 万円ぐらいで、当初話があったのが 2,700 万円ぐらいの総額で契約をしてるっちゅうことはなんか、ちょっと整理を、僕もようわからんとばってんが、ちょっと整理ばしてほしいなと思うのが、この限度額というは幾らぐらい見込んであるのかというのと、どこに、今後、委託先はまだ今後なんですけれども、そこに幾ら、1,700 万円ぐらいの委託料っていう話があっとって、鳥栖環境開発さんには、前回は 490 万円ほどの委託っていうふうな、ちょっと数字が整理できないんでちょっとお願いします。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

槙原聖二環境対策課長

すいません、説明不足で。

現在は委託業者は2名、その他に正規職員が2名と嘱託職員が1名の5名です。5名の人件費となります分が、先ほど申し上げました2,700万円ということでございます。

今回、来年3月で1人正規職員退職するということも相まって、全面的に委託をすると。 その全面的に委託をすると、向こう、斎場の現場での業務につきましては、そちらの委託業 者のほうにお願いをするというふうに考えております。

その場合の委託する金額として今、こちらのほうで想定しておりますのが約 1,700 万円程度ということになります。

これにつきましては、職員のほうは斎場の現場のほうからは引き上げて、業者に火葬業務については全面的に委託というふうなことを考えております。よろしいですかね。

以上です。

藤田昌隆委員長

中川原議員、理解できましたか。

中川原豊志委員

すいませんね。全体的にはじゃあ 2,700 万円なんだけれども、市の職員さんが 2人おるんで、その人件費等を差し引くと 1,700 万円ぐらいが委託というふうな形になるのかなというふうに思うんですけれども、先ほどお話にあった鳥栖環境さんには、490 万円ほど委託をしてるという話もありましたんで、じゃあその 1,200 万円ほど差額があるんですが、それがプラス 1 名さんの人件費という考え方なのか、ちょっとその辺……。

1,700 万円の、よかったらちょっとじゃあ内訳みたいなものがあれば、考えてるのがあれば教えていただけばわかると思いますが。

槙原聖二環境対策課長

今は鳥栖環境開発さんに一部を業務委託しているという形になってます。

来年4月以降につきましては、もうこれがすべて、ある一つの業者さんのほうに委託する ということで、今までの鳥栖環境開発綜合センターさんの2名も、とりあえずは3月いっぱ いまでということになって、そのあとの分については新たに契約をする業者さんのほうに委 託をするということになっております。

ほとんどはもう人件費の部分が多いかと思います、委託につきましてはですね。今回受付業務と火葬業務についての委託でございますんで、人件費相当額ということになっておりますけれども、一応その分で3名は常時雇用するような形の分での委託料を想定しております。 以上でございます。

藤田昌隆委員長

中川原議員よろしいですか。(「関連でいいですか」と呼ぶ者あり)

西依義規委員

すいません。人件費2人分を、委託なのか、派遣なのか、請負なのか。その委託、人件費 を委託っていうのがちょっと僕理解ができなくて……。

槙原聖二環境対策課長

私どもがするは業務の委託でございます。火葬業務と斎場での受付業務でございます―― のほうを委託すると。(発言する者あり)

すいません。今、鳥栖環境開発綜合センターに委託しているのも、同じように火葬業務及び受付業務の一部、一部のほうを委託していると。業務的には今の業務と変わりませんけれども、今は職員を配置しながらの一部業務委託ということなっておりますので、この分の職員の退職等に伴って、全面的に火葬と受付業務については、もう民間の方に業務委託するということに考えております。

西依義規委員

すいません。本来の議案と、多分違うところを今議論してるんですけど。

じゃあその2名さんは誰の指揮命令も受けずに、分割した業務を、独立して委託をされてるっていいますか、受付業務と火葬業務をきれいに分かれて、あと残り3人と仕事が全く違う、一緒だったら多分委託といわないんです。人件費だけの派遣じゃないかなと思うんですけど。人だけの。

槙原聖二環境対策課長

現在、命令系統につきましては当然、2名の派遣といいますか、センターに業務委託してる分については、鳥栖環境開発綜合センターさんのほうからの業務命令が出ていると。あくまでも正規職員と嘱託職員については、鳥栖市のほうで雇用しているという形で、それぞれでやっていると、それぞれの業務、その中には当然、同じような業務は当然ありますけれども、命令系統については、センターさんのはセンターさんの職員に命令をする。

だから鳥栖市からお願いをする、何かの業務をお願いする場合には、私どものほうからセンターのほうに言って、センターのほうから職員のほうに指示をするというふうな形を今現在のとことっております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

西依義規委員

わかりました。

今まで半分民間、半分官だったのを、まったくもう全部民間に今から変えるというところでいいんですよね。そういう、またもう業務形態を全く変えることなりますよね、そしたら。 長が、もう完全請負っていう、完全委託という形で変更されるっていうところでいいんですよね。

槙原聖二環境対策課長

火葬業務と受付業務については、今、議員さん申し上げられたように、全面的に委託をするというふうなことでございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

西依義規委員

だんだんそれていってるんで、もういいです。

藤田昌隆委員長

中川原議員は。

中川原豊志委員

ちょっとわかりにくいところもあるんですけれども、今後、公募か指名入札っていうふう な話あってますんで、ぜひそういった形でしっかり設計をつくっていただいて、公募なりし ていただいて、そういった業者の選定をしていただくように、これは要望しておきます。

藤田昌隆委員長

それでは本案に対する質疑は終わりますが、ほかありますか。

[発言する者なし]

それではないようでございますので、質疑をこれで終わります。

∞

議案甲第34号 鳥栖市衛生処理場設置及び使用料条例の一部を改正する条例 議案甲第36号 鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

続きまして、議案甲第 34 号 鳥栖市衛生処理場設置及び使用料条例の一部を改正する条例 並びに議案甲第 36 号 鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例 を一括議題とします。

執行部の説明をお願いいたします。

槙原聖二環境対策課長

それでは甲議案について御説明を申し上げます。

初めに、条例改正関係の委員会資料1ページをお願いいたします。

資料の1ページ、まずちょっと訂正が1カ所ございます。

表中になりますけれども、浄化槽汚水 1,800 リットルにつき 250 円の手数料ということで

表示をさせていただいておりますけれども、これは200円の誤りでございます。おわびして 訂正申し上げます。大変申しわけございませんでした。(発言する者あり)はい、表の下のほ うになります。浄化槽汚水1,800リットルにつき250円ってあるのは、200円の誤りでござ います。申し訳ございません、訂正のほうをお願いいたします。

それでは御説明を申し上げます。

議案甲第 34 号 鳥栖市衛生処理場設置及び使用料条例の一部を改正する条例につきましては、平成 26 年 4 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が 8 %に引き上げられますことから、し尿処理施設使用料を改正するものでございます。

具体的には、し尿処理施設使用料のし尿及び浄化槽汚水の1,800 リットルにつき手数料250円と200円となっておりますけれども、それに算出した額に100分の5を乗じて得た額というものを100分の108を乗じて得た額というふうに改めるものでございます。

以上でございます。

続きまして、資料2ページ目をお願いいたします。

議案甲第 36 号 鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の理由につきましては、先ほどの御説明と同じように、消費税及び地方消費税の税率が8%に引き上げられることに伴いまして、一般廃棄物処理手数料を改正するものでございます。

具体的には、ごみ処理手数料といたしまして、指定ごみ袋の、これは大きいほうになります。大、可燃用ごみ袋と不燃用ごみ袋の大になりますけれども、これが1枚につき40円というのを42円に改正するということでございます。

その他、粗大ごみシール、これにつきましても現在 500 円というものを 510 円、と一時多量排出ごみと書いておりますけれども、臨時収集になります。これは運搬車 1 台につき現在 7,000 円だったものを 7,200 円に改めるということでございます。

そのほか事業所が、これは衛生処理場内にございますけれども、事業所が持ち込む小動物 の廃棄物の搬入ですけれども、焼却をする分になりますけれども、これが1回につき、これ まで1,500円だったものを1,540円に改めるというものでございます。

続きまして、(2) のし尿収集運搬手数料でございます。これはし尿収集運搬手数料 10 リットルにつき 92 円ということになっておりまして、これに乗じた値を現在の 100 分の 105 から 100 分の 108 に改めるものでございます。

以上、説明を終わらさせていただきます。

藤田昌隆委員長

はいどうも、ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

どなたか、ありませんでしょうか。

中川原豊志委員

議案甲36号のほうの改正内容。ごみ処理手数料の可燃物、不燃物のごみの1枚の単価ですけれども、現行が40円のところを、改正後42円となっておりますけれども、0.3%プラスされると、1.2円ほどになるんじゃないかなというふうに思ってるんですよ。私、個人的に、40円が0.3%上がると。

そうすると2円上がってるような形なんですが、上のとこで、未満切り捨てという括弧書きもあるんですが、その辺のところの42円になった原因をちょっと教えていただければと思います。

槙原聖二環境対策課長

1枚につきの値段につきましては、税抜きで申し上げますと 39 円という、ちょっと認識になっております。 39 円の 1.05 をすると 40 円 95 銭ということで、1円未満を切り捨てまして、これまでは 40 円だったと。 39 円の 1.08 をすると 42 円幾らかということになりますので、端数を切り捨てまして 42 円というふうになっております。

それで、そういうふうな計算の仕方で25円につきましては、これまでと、8%になっても、変更がないというふうなことで処理をしております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

はい、よろしいですか。

中川原豊志委員

よろしいです。

藤田昌隆委員長

ほかは。

樋口伸一郎委員

それにちなんでもう1点、その下のことでお尋ねなんですけれども、その他のごみ処理手数料の部分で、1.05円未満切り上げと、掛ける1.08、10円未満切り捨てとございますけれども、粗大ごみシールにつきましては改正前500円ということで、計算しますと515円、単純計算するとなるかと思うんですけど、10円未満切り捨てということで510円と理解ししたんですけど、その下の7,000円の部分については、7,210円になるかと思うんですけど、10円未満切り捨てであれば、10円未満ですので、その7,210円の部分の10円のところはここ

に挙げてなくてもよろしいんでしょうか。

御答弁よろしくお願いいたします。

槙原聖二環境対策課長

臨時収集の一時多量排出ごみの分につきましては、7,000 円というときの、原価といいますか、税抜の価格につきましては、6,667 円というふうに理解をしております。6,667 円の1.8 をしますと 7,200 円と 36 銭ということになっておりまして、10 円未満切り捨ての 7,200 円での引き上げということで考えております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

ほかには御質問ありませんか。(「議案外はだめでしょ」と呼ぶ者あり)

議案外、あとでよろしくお願いします。

ないようでございますんで、それでは環境対策課関係議案の質疑を終わります。

次に農林課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をします。

午前 10 時 34 分休憩

 ∞

午前 10 時 37 分開議

藤田昌隆委員長

それでは再開をいたします。

農林課

職員紹介、事業概要説明

藤田昌隆委員長

議案の審査の前に、職員の方の御紹介と農林課の概要について御説明をよろしくお願いいたします。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

それでは、まず係長級以上の職員の自己紹介をまず最初にさせていただきます。

井田 勝農林課長補佐兼農村整備係長

農林課課長補佐兼農村整備係長の井田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

山内一哲農林課農政係長

農林課農政係長の山内です。よろしくお願いします。

赤司光男農林課農村整備係主幹

農林課農村整備係主幹の赤司です。よろしくお願いします。

森山信二農業委員会事務局次長兼農業振興係長

農業振興係長兼農業委員会事務局次長、森山信二です。よろしくお願いいたします。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

それでは、農業委員会と農林課を所管しておりますけれども、農林課の組織体制につきま して御説明をさせていただきます。

農林課の組織体制につきましては、農政係、農村整備係、農業振興係、3係と農業委員会事務局となっております。そのうち農政係が8名、農村整備係が3名、農業振興係が3名となっております。農業振興係につきましては、農業委員会事務局を兼務いたしております。職員数が私を入れまして総勢で15名となっております。

業務内容につきましては、農政係では、農業振興に係る全般の業務を行っているところで ございます。具体的には、減反に関すること、新規就農対策、担い手育成、有害鳥獣に関す ることなどの業務を行っております。

また、農村整備係では、河内ダムの管理、農業用水路の管理、かんがい排水事業等の業務 を行っております。

農業振興係では、農業委員会の業務も兼ねており、農業経営基盤強化事業、農地法等の手 続に関する業務を行っているところでございます。

以上、課の業務についての御説明といたします。

藤田昌隆委員長

はいどうも、ありがとうございました。

∞

議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)

藤田昌隆委員長

それでは農林課関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第 35 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算 (第 5 号) を議題とします。 執行部の説明を求めます。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

それでは農林課関係の補正予算の主なものについて御説明をさせていただきます。

まず歳入から御説明いたします。

補正予算説明資料の4ページをお願いいたします。

款 16. 県支出金、項 2. 県補助金、目 5. 農林水産業費県補助金、節 1. 農業費県補助金 の 50 万円につきましては、農業者戸別所得補償制度推進事業費の確定による補正でございます。この事業につきましては、また、歳出で出てきますので、そこで詳細について御説明いたします。

款 22. 市債、項1. 市債、目6. 農林水産業費、節1. 農業債の 90 万円につきましては、 県営水利施設整備事業鳥栖南部地区に関する市債でございます。

次に歳出の主なものについて御説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

款 6. 農林水産業費、項 1. 農業費、目 1. 農業委員会費、節 2. 給料から共済費までに つきましては、人事異動に伴う補正でございます。

また、項2.農業総務費につきましても、人事異動に伴う補正でございます。

目 5. 農業生産基盤整備費、節 19. 負担金補助及び交付金の 260 万 3,000 円のうち 250 万円につきましては、県営水利施設整備鳥栖南部地区の事業費確定に伴う負担金でございます。 事業費が 1,000 万円のうち、国が 50%、県が 25%、市が 25%の負担を行うものでございます。

また、県土地改良事業団体連合会特別賦課金 10 万 3,000 円につきましては、事業費の確定 に伴う補正でございます。この負担金は、平成 25 年度に実施した県営水利施設整備事業に対 して、佐賀県土地改良事業団体連合会に支払う特別賦課金でございます。

次に目8.米需給調整総合対策費、節19.負担金補助及び交付金の50万円につきましては、直接支払推進事業費補助金の確定により補正をしたものでございます。先ほど歳入のほうで御説明いたしました県からの補助金に対しまして、その分をそのままこの直接支払事業推進事業費補助金は、経営安定対策事業、旧農業者戸別所得補償制度に伴います事務費とし

て、市農業再生協議会へ補助するものでございます。

次に6ページをお願いいたします。

款 6. 農林水産業費、項 2. 林業費、目 1. 林業総務費、節 2. 給料から節 4 の共済費までにつきましては、人事異動に伴う補正でございます。

目4の治山事業費、節11の需要費につきましては、電気代の値上げに伴います補正でございます。

以上、御説明といたします。

藤田昌隆委員長

はい、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんでしょうか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは質疑はないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

∞

議案甲第 37 号 鳥栖市地域休養施設条例の一部を改正する条例 議案甲第 38 号 鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

続きまして、議案甲第37号 鳥栖市地域休養施設条例の一部を改正する条例及び議案甲第38号 鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

それでは、資料3ページをお願いいたします。

議案甲第37号 鳥栖市地域休養施設条例の一部を改正する条例。この条例の改正理由につきましては、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が合わせて8%に引き上げられることから、鳥栖市地域休養施設の使用料を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、大休養室及び調理実習室の使用料を改正するものでございます。大休養室1時間当たり現行730円を750円、調理実習室1時間当たり620円を630円に改定するものでございます。施行日、平成26年4月1日となっております。

次に4ページをお願いいたします。

議案甲第38号 鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例。この改正の理由につきましては、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が合わせて8%に引き上げられることから、鳥栖市滞在型農園施設の使用料を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、次のページをよろしくお願いいたします。

対照表を添付いたしておりますけれども、まず、宿泊施設の使用料が現行、市内の居住者の場合、1人の場合3,670円から3,770円、2人の場合が3,150円から3,240円、3人以上の場合は2,620円から2,690円に改正するものでございます。

また、部屋を占用する場合、1時間当たり小部屋で520円を530円、中部屋を830円から850円、大部屋を1,570円から1,610円、研修室を2,100円から2,160円に改定するものでございます。

また、3番目の広場の使用料として、テニスコートの使用料を300円、市外の居住者につきましては460円から470円に改定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

幼児については、寝具を使用した場合に限りまして 1,050 円を徴収いたしております。その分につきまして 1,050 円から 1,080 円に改正するものでございます。

また、4ページをよございますか。戻っていただきたいと思います。

施行日が平成26年の4月1日からとなっております。

以上、御説明とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

はいどうも、ありがとうございました。

それではこれより質疑を行います。どなたかございませんでしょうか。

[発言する者なし]

ないですか。(発言する者あり)ちょっとマイクのほうをお願いします。

内川隆則委員

滞在型農園施設の、決算の前でもありますので、わからない面があるかなと思いますが、 こうした、何ですか、指定管理者制度に移行して、どのような状況なのか、市が負担した金 額に対して、というふうななども勘案して、どういうふうな状態なのか、ちょっとお聞きし たいんですけれども。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

利用状況でございますけれども、利用状況につきましては、平成 22 年が 3 万 4,508 人から 平成 24 年度が 3 万 9,128 人ということで、利用者につきましては、順調に伸びていると思っ ております。

また、この平成25年、今年度の利用の中で、高校総体での宿泊とか、鳥栖で相撲が開催されました。そのときの相撲の宿泊とか、着実にそういう催しものでの利用もされているということで、本来、そういうことで、指定管理者によってそういう利用、活用がなされているものと考えております。

内川隆則委員

今説明があった部分については、指定管理者制度になって、いわゆる民間が行政と違うような、扱いが幅広くなったという意味では、よろしいかと思いますけれども、一方で、かなりね、施設整備費にかなり、畳1枚でも、直接農林課がやっていたとき、畳1枚でもなかなか替えてくれんような状態だったのが、設備整備費にかなり使ってきたんじゃないかと思うけれども、その辺の点について比較するとどういう具合ですか。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

正確な数字は持っておりませんけれども、これは指定管理の契約の中で規定されておりまして、50万円以上の工事につきましては、市が行うということで、この滞在型農園施設も、建設以来もう約20年過ぎておりますので、そういう観点から工事の分についても、今後出てくると。

当然、10年間、15年の間は、ほとんどそういう工事もなくやっておりましたけれども、今後はそういう大きな工事も出てくると思っております。それで、その分につきましては、今後、そういう検討委員会等開いて、今後どのようにしていくかというのは考えていきたいとは思っております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

内川隆則委員

もう質問はいいと思うんですけれども、今言われたことを聞くと、なるほどっていうふうに思うけれども、先ほど私が言ったように、直接農林課でしていった場合に、畳1枚替えてくれって言っても、破れとっ畳でも替えてくれんやったのが、今、指定管理者が、管理者のほうから言われると、もうそそくさ替えて、立派に何もかにもなってきたというのが、現状ではないかというふうなことを見ると、確かに利用者がふえたっていうことはいいけれど、俗にいう指定管理者制度も費用対効果というようなやつを、うたい文句にはあると思うけれども、その辺考えてどうなのかっていうことも、税金は税金ですから、やっていかなければならないというふうに思いますから、言われたがままに、はいしましょう、はいしましょうでやっていては、何の意味があって指定管理者制度になったのかということも考えなければ

ならないというふうなことで、意見を述べさせていただきました。

以上です。

藤田昌隆委員長

じゃあよろしいですね。

ほかは。

樋口伸一郎委員

ちょっとまた、書面のほうに戻りまして、1点質問がございますけど、資料の4ページの ほうですね。

(2) 改正の内容の算定方法の計算式ですと、340 円からは、形式上、額面上表れると思うんですけど、330 円未満というとこになると 0 円と、そういう計算になると思うんですけれども、それを踏まえて次のページですね。

対照表がございますけれども、下のほうのテニスコート、1面1時間当たり、下のほうは改定前、市外居住者のほう460円から470円に上がってます。上のほう300円のとこにつきましては、その計算根拠に基づくと反映されなくなって0円になってるかと思うんですけど、これ1面1時間当たりになってると思うんですけど、これ2面とか借りた場合に、600円とかで、おひとかたで借りるような形になると思うんですけれども、そちらの対応というか、想定っていうのは、ないままこのままでいくと、仮に2面、3面借りたときに反映されるものも、バラバラ借りていけば、この税率は全然適用されないような形式になると思うんですけど、そちらの想定のほうはもうされてあるんでしょうか。

大坪 正農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長

使用料ついては、あくまで1時間1面当たり300円ということで行なっております。

樋口伸一郎委員

わかりました。ありがとうございます。

藤田昌隆委員長

ほかにどなたかありますでしょうか。

[発言する者なし]

なければ農林課関係議案の質疑を終わります。

藤田昌隆委員長

次に商工振興課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

午前 10 時 57 分休憩

∞

午前11時5分開議

藤田昌隆委員長

それでは再開をいたします。

∞

商工振興課

職員紹介、事業概要説明

藤田昌隆委員長

審査の前に、また、商工振興課の職員の方の御紹介と概要について説明をお願いいたします。

佐藤道夫商工振興課長

商工振興課でございます。

まず最初に、担当係長の自己紹介をさせたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

向井道宜商工振興課商工観光労政係長

商工振興課商工観光労政係長の向井でございます。よろしくお願いします。

下川広輝商工振興課企業立地係長

おはようございます。

商工振興課企業立地係長の下川です。どうぞよろしくお願いします。

佐藤道夫商工振興課長

それでは、12月補正予算の概要説明に入ります前に、商工振興課の事業概要について御説明させていただきます。

商工振興課のまず組織と執行体制でございますけれども、組織につきましては、商工観光 労政係、それから企業立地係の1課2係制となっております。執行体制につきましては、商 工観光労政係が5名、企業立地係が5名、私を含めて合計で11名ということでございます。 次に各係の主な業務について御説明いたします。

商工観光労政係につきましては、労政面では勤労者の生活安定や福利厚生の増進を図るため、勤労者への融資や緊急雇用対策事業などに取り組んでおります。

商業面では商業の活性化を図るため、商店街や鳥栖商工会議所などの商工団体及び商工業の育成指導並びに市内中小企業者の経営の安定化を資するための市小口資金融資などを行っております。

観光におきましては、交流人口の拡大を図るため、市内の観光誘客、経済活動の活性化を 資するために、観光コンベンションの推進、観光情報の発信など、また、観光施設の整備や 維持管理、各種イベントの開催などを業務としているところでございます。

また、企業立地係につきましては、企業誘致の推進、企業立地奨励金などの交付、立地企業のフォローアップ、企業誘致の受け皿となる基盤整備、具体的には現在進めております新産業集積エリア整備事業などを行っております。

以上、商工振興課の事業概要について説明を終わります。

藤田昌隆委員長

はいどうも、ありがとうございました。

α

議案乙第 35 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算 (第 5 号)

藤田昌隆委員長

それでは商工振興課関係議案の審査を始めます。

議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)を議題とします。 執行部の説明を求めます。

佐藤道夫商工振興課長

今回の12月補正の予算について御説明をいたします。

歳入ございません。歳出からの御説明となります。

資料はお手元に配付しております。 7ページをお願いいたします。

款7. 商工費、項1. 商工費、目1. 商工総務費、節2. 給料から節4. 共済費まで、合計で160万円の減額となっております。主な理由といたしましては、環境経済部長並びに商工振興課職員合計12名分の人事異動に伴うものでございます。

以上、説明を終わります。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんでしょうか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

内川隆則委員

すいません。ないなら、議題ではありませんが、きのうおととい新鳥栖駅に行ったけど、あそこ、観光課……。(「観光案内所」と呼ぶ者あり)観光案内所、のぞいたんですが、2人の店員さんちゅうか、従業員の人がいらっしゃったんですけれども、隣のローソン……、セブンイレブン……、あそこはどんどんどんどんお客さんが——どんどんっていう言うまでもないけど——普通お客さんが出入りするけど、あその案内所は、幾つか御菓子とかも置きながら、パンフレットも置いてあるんですけれども、何と寂しいような感じがして、もう少し何かどうにかあそこに入れるような、入りやすいような、興味を示すようなものがないと、何かもったいないな、あのスペースをとって、やっていて、働く人たちも物足りないみたいな感じをするんですけれども、何かもう少し工夫をしなければならないのではないかというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

佐藤道夫商工振興課長

今、内川議員から御指摘いただいた件につきましては、私も何かこう新しいものといいま しょうか、中身を変えながらこう入って行くような、入って来られるような施設にはしたい なと思っております。

実際は、あそこで物販とかをやってはいけないということになっておりまして、その差別 化がどうしても、なっているのかなと思います。

現在案内所の中では、県のよかもん佐賀という認定を受けた商品と鳥栖市の物産の一部を 展示即売という形でやっております。そもそもがあそこで物販をしてはいけないということ で、こそっとと言ったら言い方悪いんですけれども、そういう展示をメインとして売ってい るという状況でございます。

条件といたしましては、隣にあるコンビニさんで扱っている商品とかぶらない商品を売ってくださいというふうな制限つきになっております。それじゃないと入れないということになっておりますので、そこら辺の差別化がうまくいかないと集客能力を高めていくのは難しいのかなと思っておりますけれども、それ以外に何か少しイベントとか、何かこうしなくてはいけないのかなとは思っております。

今後の課題として、はい、取り組んでまいりたいと思っております。 以上です。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

内川隆則委員

手をこまねいてばっかりおっても仕方ないわけでして、何かこうやる方法はないのかと、 あれなら従業員いなくてもいいかなというふうな思いも、感じをするくらい寂しいような感 じがしますので、やはり何とか、今のままじゃちょっといかんのじゃないかというふうな思 いですので、これまたひいては鳥栖市の税金を使ってるわけですからね、というふうな思い がいたしました。

よろしく。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

それでは商工振興課関係議案の質疑を終わります。

次に上下水道局関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

午前 11 時 14 分休憩

 ∞

午前 11 時 19 分開議

藤田昌隆委員長

再開をいたします。

上下水道局

職員紹介、事業概要説明

藤田昌隆委員長

審査の前に、また、職員の方の御紹介と上下水道局の概要、それから管理課、事業課の概要につきまして御説明をお願いいたします。

立石利治環境経済部長兼上下水道局長

それではまず最初に係長以上の自己紹介を行いまして、上下水道局の上水道、下水道の事業概要と、それぞれの担当2課のほうから概要説明を行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

今村利昭上下水道局事業課参事兼課長補佐

皆さんおはようございます。

上下水道局事業課参事兼課長補佐を拝命いたしました今村と申します。よろしくお願いいたします。

野下隆寬上下水道局管理課長補佐兼業務係長

おはようございます。

上下水道局管理課課長補佐兼業務係長の野下と申します。よろしくお願いします。

佐藤晃一上下水道局事業課長補佐兼下水道事業係長

おはようございます。

事業課下水道事業係課長補佐、佐藤といいます。よろしくお願いします。

中牟田恒上下水道局事業課下水道事業係長待遇

おはようございます。

事業課下水道事業係係長待遇、中牟田恒です。よろしくお願いします。

日吉和裕上下水道局事業課水道事業係長

おはようございます。

事業課水道事業係係長をしております日吉と申します。よろしくお願いいたします。

楠 和久上下水道局管理課総務係長

おはようございます。

管理課総務係長の楠と申します。よろしくお願いします。

立石利治環境経済部長兼上下水道局長

それでは上下水道局の上水道事業と下水道事業の概要説明を私のほうから申し上げます。

上水道事業につきましては、安全で良質な水を安定供給するため、耐震化対策、老朽施設の更新、水質改善など課題解消のため、施設整備を行うとともに、安定した収入の確保と経費節減に努め、水道事業経営の健全化を図ることで業務を行っております。

また、下水道事業につきましては、都市の健全な発達及び公衆衛生上の向上と公共用水域の水質保全を図ることを目的として、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の3事業による一

体的な下水道整備を推進しております。維持管理費や施設更新費用など適切に把握し、健全な経営に努めているところでございます。

また、老朽化いたしました、そして維持管理が負担となっております農業集落排水整備区域を公共下水道へ接続する事業を国と協議しながら取り組んでいるところでございます。

以上概要でございました。

このあと各課の課長から概要説明を申し上げます。

佐藤敏嘉上下水道局次長兼事業課長

それでは上下水道局の概要について説明をさせていただきます。

まず事業課では主に水道事業、それから下水道事業、農業集落排水事業の維持管理を含めました技術的なことについて担当をいたしております。

事業課の人員配置でございますが、課長、それから参事が2名、これにつきましては技術管理者及び浄水場の場長でございます。係が3係ございまして、水道事業係、係員が5名、下水道事業係、係員が8名と浄水場の浄水・水質係が5名ということで、計20名でございます。

水道事業について簡単に説明申し上げますと、まず平成24年度末現在でございますけれども、給水人口が6万9,322人、給水率が97.5%となっております。

この水道事業につきましては、昭和 42 年より一部供用、給水開始をいたしまして、現在までに、2 度の拡張工事を行いながら、今現在、1 日の最大給水量といたしまして、4 万 100 トンの施設で市内一円に浄水の水を供給をいたしているところでございます。

しかしながら近年では、地震に対する施設の耐震性が問題となっておりまして、水道施設の耐震診断を行ったところ、耐震性が不足をしているところもございまして、平成 23 年度に 策定をいたしました水道施設整備実施計画に基づきまして、耐震などの対策を行うこととい たしております。

この事業につきましては、事業期間が約 15 年間、事業費が約 130 億円といたしておりまして、平成 24 年度より着手をして、現在の浄水場の東側にあたります用地を拡張用地といたしまして、用地買収を済んだところでございます。来年度より本格的に工事の着手をしたいと考えております。

続きまして下水道について説明を申し上げます。公共下水道事業につきまして概要を説明 します。

この公共下水道事業につきましては、昭和 48 年に公共下水道の都市計画決定を行いまして、 その後、昭和 49 年に鳥栖駅前周辺の市街地を中心に約 330 ヘクタールの事業認可を取得いた しまして、下水道の幹線、管きょや浄化センターの工事に着手し、平成 2 年 3 月に市内中心 部の約230ヘクタールにおいて供用を開始をいたしております。

その後は認可の拡大を行いながら、下水道の整備を進めておりまして、平成24年度末での下水道整備済みの面積が2,102~クタールとなっております。人口の普及率といたしましては94.9%となっております。なお全体の下水道事業区域につきましては、今年10月に若干整備区域の変更を、拡大を行いまして、全体の面積といたしましては2,242~クタールとなっております。

現在、平成25年度に下水道の整備を行っております町といたしましては、山浦町、幸津町、 桟敷団地などを主に行っております。今後の下水道の整備の予定といたしましては、平成26 年度には全体の整備関係を終了したいということで計画をしておるところでございます。

次に農業集落排水事業について説明を申し上げます。

農業集落排水事業で整備を行いました地区といたしましては、5つの地区がございまして、 飯田地区、永吉地区、千歳地区、それから下野地区、それから於保里地区でございます。

まず、飯田地区でございますが、この地区は平成3年から平成5年にかけて、下水管並びに汚水の処理施設関係を整備を行いまして、平成6年3月に供用開始をしております。供用開始から約19年が経過をいたしております。また、永吉地区につきましては、平成4年から平成6年にかけて整備を行いまして、平成7年3月末に供用開始をいたしております。

先ほど局長のほうから紹介ございましたけれども、この2地区の農業集落排水事業を実施 した際には、周辺につきましては市街化調整区域でございまして、その後、流通業務団地が 整備なされたことによりまして、市街化区域と隣接することとなったところでございます。

このような状況と今後の予想される処理施設の老朽化がございまして、効率的で効果的な 汚水処理を考えますと、農業集落排水の処理施設を廃止をいたしまして、公共下水道への接 続を行うことによりまして、処理施設の施設更新費用などが不要となるということから、こ の永吉と飯田地区の農業集落排水を今年度中には公共下水道の区域へ汚水の流し込み、切り かえ工事をしたいということで予定をいたしております。

以上、簡単でございますけれども、御説明とさせていただきます。

岩橋浩一上下水道局管理課長

それでは上下水道局管理課の概要について御説明をさせていただきます。

佐藤次長が申しましたように、先ほど、事業課のほうではハード的な部分を担当しております。管理課のほうはソフト部門ということで、主に事務処理を私のほうで行っております。 水道、下水道事業の予算編成と財政計画、それと資金の運用と、それとあと料金の徴収が主な仕事になってきております。

課の陣容といたしましては、私を含めまして16名おります。予算関係、経理関係、出納事

務の関係を総務係のほう8名、係長以下8名で行っております。業務係が7名でございまして、こちらのほうで水道料金の徴収、あるいは滞納整理、それとあと受益者負担金についても賦課徴収のほうを業務係のほうで行っております。主に経営全般にわたって管理課のほうで執り行っているということになります。

事業概要についてはもう重複しますので省かせていただきます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

はいどうも、ありがとうございました。

∞

議案乙第39号 平成25年度鳥栖市水道事業会計補正予算(第1号)

藤田昌隆委員長

それでは上下水道局関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第39号 平成25年度鳥栖市水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

執行部の説明を求めます。

岩橋浩一上下水道局管理課長

それでは、お手元に配っております資料のほうで御説明させていただきます。こちらの資料になります。建設経済常任委員会資料でございます。

それでは、まず1ページ目お願いいたします。

それでは、まず収益的収支の款 1. 水道事業費用、項 1. 営業費用、目 1. 原水及び浄水費の項目でございますけれども、この中の動力費につきましては、水源地及び浄水場の電気料でございます。薬品費についてはこれも浄水場で処理している活性炭等の薬品費の補正をお願いしております。給料、手当、法定福利費につきましては、人事異動あるいは給与の特例措置に伴う補正となっております。

次に目2. 配水及び給水費でございます。これも給料、手当、法定福利費につきましては 人事異動及び給与の特例措置に伴う補正をお願いしております。

目 4. 業務費。これも同じく、給料、手当、法定福利費は人事異動、特例措置の分の補正 でございます。

目 5. 総係費、こちらの分につきましても給料、手当、法定福利費、退職給与金につきま

しては人事異動及び給与の特例措置の分になっております。

続きまして、2ページ目でございます。

資本的収支のほうになります。款1.資本的支出、項1.建設改良費、目1の浄水設備費でございます。こちらも給料、手当につきましては、人事異動あるいは給与の特例措置の分の補正をお願いしております。

目 2. 総配水設備費、こちらの給料、手当、法定福利費につきましても人事異動及び給与の特例措置の分になります。

項4. ダム使用権取得費、目1. ダム使用権取得費につきましては、両筑平野2期事業の分の建設事業の負担金となっております。決算見込みにより補正をさせていただいております。

水道事業会計については以上でございます。

〔職員2人入室〕

立石利治環境経済部長兼上下水道局長

申し訳ございません。今、浄水場から職員が2名参加いたしましたので、自己紹介をさせていただきたいと思います。

前間 修上下水道局事業課参事兼課長補佐

こんにちは。遅くなりまして申し訳ございません。

事業課参事兼課長補佐、浄水場長の前間です。よろしくお願いします。

松雪秀雄上下水道局事業課浄水・水質係長

こんにちは。遅くなり申し訳ございませんでした。

事業課浄水・水質係長の松雪でございます。よろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西依義規委員

1番、1ページ目の薬品費ですけど、これは薬品の購入の金額ですけど、これ単年度でずっと使って、それともこういったときにこう、ストックというか、あってそれをずっとこう使われてるのか、この薬品費の……。

1年間これだけ薬品を使うからっていう感じで買われるっていうことでいいんですかね。

佐藤敏嘉上下水道局次長兼事業課長

薬品費につきましてお尋ねでございますけれども、この薬品費につきましては、想定されます1年分の薬品を年度当初に、契約、購入をしながら、薬品が減ったときには補給をしながら、薬品を使っておりますけれども、今年につきましては非常に夏場に暑くて、宝満川か

ら原水を取っておりますが、その宝満川の原水の水質が非常に悪化をしたということで、その原水をよくするための活性炭というのがございますけれども、その分を夏場に余計に使ったということで、その分の追加での薬品の購入ということで補正予算を上げさせていただいております。

西依義規委員

これがないと、あと1月、2月、3月がもたないということじゃなくて、私が言っているのは、この単年度、例えば半年分のストックがあるのかとか、薬品費、この補正予算なんで、 年当初で足りなかったから今つけるっていう部分かどうかをちょっと聞きたいです。

岩橋浩一上下水道局管理課長

今、佐藤次長のほうが説明いたしましたが、夏の時期の水質の対応と、それともっと大きい原因は、当初の単価ですね、単価契約をしておりますけれども、当初予算要求時より 10% 以上活性炭の単価が上がっておりますので、そちらの影響がかなり出たのかなと。

単価購入の、入札の結果の単価が上がって、10%以上上がってしまったと。その結果、通常の使用量にしても、薬品単価のほうが上がってしまいますので、その分で、どうしても1年分では足らなくなったということで、今回補正をさせていただいております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかには。

[発言する者なし]

なければ、本案に対する質疑を終わります。

∞

議案乙第 40 号 平成 25 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第40号 平成25年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

執行部の説明を求めます。

佐藤敏嘉上下水道局次長兼事業課長

それでは、議案乙第 40 号 平成 25 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算 (第 2 号) について説明を申し上げます。

収益的収支の欄で、3ページでございます。

款1.下水道事業収益、項2.営業外収益、目2.他会計負担金、補正額といたしまして、 減額の1,289万3,000円をお願いをいたしております。備考欄に一般会計補助金と書いてお りますが、歳出減額に伴う補助金の減ということでございます。

次に款1.下水道事業費用、項1.営業費用、目2.処理場費、補正額325万9,000円をお願いをいたしております。備考欄に記載しておりますけれども、委託料、これにつきましては、電気料等の値上げによります不足分の補正をお願いするものでございます。それから修繕費につきましては、北部中継ポンプ場に無停電装置がございますけれども、そのバッテリーが経年劣化ということで交換をするための予算をお願いをいたしております。それと給料、手当、法定福利費につきましては、人事異動並びに給与の特例措置に伴うものでございます。

目 4.業務費、補正額 92 万 7,000 円。給料、手当、法定福利費につきましては、人事異動並びに特例措置に伴う補正でございます。

目5. 総係費、補正額 195 万 3,000 円でございます。給料、手当、法定福利費につきましては、人事異動並びに給与の特例措置に伴うものでございます。一番下の欄の補助金及び交付金につきましては、各家庭、下水道本管よりも宅地のほうが低いところにつきましては、市のほうから低地汚水ポンプの設置補助金ということで、最高額 80 万円ということで、補助をいたしておりますけれども、この補助金として 2 件分 160 万円の補正をお願いをいたしております。

次のページをお願いいたします。 4ページでございます。

資本的収支でございます。

款1.資本的収入、項1.企業債、目1.企業債、補正額、減額の3,020万円でございます。項2.国庫補助金、目1.国庫補助金、補正額、減額の3,120万円でございます。これにつきましては、国からの国庫補助金の内示額、補助額が確定いたしましたので、減額補正をお願いするものでございます。

次に款1.資本的支出、項1.建設改良費、目1.施設建設費、補正額、減額の8,043万2,000円でございます。備考欄の給料、手当、法定福利費につきましては、人事異動並びに給与の特例措置に伴うものでございます。あと委託料、補償費、工事請負費につきましては、補助金額が確定に伴いまして、減額を行うものでございます。

以上、簡単でございますけれども説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

説明のほうが終わりましたので、これより質疑を行います。

[発言する者なし]

よろしいですか。

中川原豊志委員

4ページの資本的支出の施設建設費、先ほどありました委託料、補償費、工事請負費、合わせますと 6,000 万円近くなろうかと思いますが、資本的収支の分の減額等もお話あったんですけれども、この委託料とか工事請負費が減額される、逆に言うと施工されてないことによって、下水道の工事等のおくれとか、そういったものの発生につながっているのかなというふうに気がするんですが、その辺の対応はどんなふうでございましょうか。

佐藤敏嘉上下水道局次長兼事業課長

ただいま、中川原議員のほうから御指摘ありましたとおり、実際当初予定しておりました 区域を若干少なく整備をするというような結果になっておりますけれども、この減額、整備 が区域が狭くなったことにつきましては、平成26年度に、このできなかった分を含めて、下 水道の整備を平成26年内に全部終了を行いまして、挽回したいということで考えております。

中川原豊志委員

地域によっては、地区によっては、早急に整備してほしいというふうなところもあったかなと思いますが、おくれることに対して、国とかいろんなとこの補助関係もあるかもしれませんけれども、やはり積極的に早目に整備していただくように、もうこれは要望になりますけれどもお願いしときます。

藤田昌隆委員長

はい。ほかにはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、本案に対する質疑を終わります。

議案乙第 37 号 平成 25 年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算(第 1 号)

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第 37 号 平成 25 年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算(第1号) を議題とします。

執行部の説明を求めます。

岩橋浩一上下水道局管理課長

それでは、資料の5ページ目になります。

農業集落排水事業特別会計補正予算の第1号です。

まず歳入のほうです。款3. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、目1. 一般会計繰入金、節1. 一般会計繰入金でございます。24万4,000円の減額を補正をお願いしております。これは歳出に伴うものでございます。歳出減に伴うものでございます。

次、歳出のほうですけれども、款 1. 農業集落排水費、項 1. 農業集落排水事業費、目 1. 農業集落排水維持管理費。これの節 2. 給料、節 3. 職員手当、節 4. 共済費につきましては、人事異動、それと給与の特例措置に伴う減額の補正をさせていただいております。節 11. 需用費につきましては、処理場の電気料金のほうが不足しておりますので、決算見込みに伴い 40 万円の補正をお願いしております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

はいどうも、ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

[発言する者なし]

よろしいですか。

[発言する者なし]

それでは、本案に対する質疑を終わります。

∞

議案甲第 52 号 鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例 議案甲第 53 号 鳥栖市下水道条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

それでは、続きまして、議案甲第52号 鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例及 び議案甲第53号 鳥栖市下水道条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

岩橋浩一上下水道局管理課長

それでは、議案甲第 52 号 鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例及び議案甲第 53 号 鳥栖市下水道条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

お手元の資料の3ページ目、上下水道局の常任委員会資料というやつです。

藤田昌隆委員長

資料のほうはわかりますでしょうか。

よろしいですか。

岩橋浩一上下水道局管理課長

では3ページ目をお開きください。

この2条例につきましては、来年4月1日からの消費税及び地方消費税の税率が8%に引き上げられることに伴います改正となっております。条例の本文中に、消費税及び地方消費税の相当額として100分の105という表現をしておりますので、その分を100分の108に改める改正でございます。

具体的に数字で申し上げますと、水道料金、13ミリの一般家庭用でございますけれど、今 現在、消費税込みで 1,575 円になっております。これが8%になりますと、1,620 円という ふうになる予定になっております。

実際この水道料金をお支払いいただくのは、5月に検針した分になりますので、6月にお 支払いいただく水道料金からが新たな水道料金の適用になる予定になっております。

それとあと、合わせて加入金についても消費税のほうかかっておりますので、13 ミリの水道の加入金のほうが今現在、税込みの6万7,200円なっております。これが8%になりますと、6万9,120円というふうになる予定になっております。

続きまして下水道条例。こちらのほうも同じ内容の改正でございます。基本料金 10 トンまでが今現在、税込みの 1,155 円になっております。これが 1,188 円になる予定になっております。適用される時期につきましては水道と同じでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

内川隆則委員

それで浄水場、下水道合わせて、事業所は別として、家庭の負担っていうのがどのくらい の金額になっていくのかちょっと、大まかな平均でもいいですけれども。

岩橋浩一上下水道局管理課長

大体、一般家庭の平均が 16 トンから 17 トンぐらいになっております。ちょっと仮に 16 トンで計算してみますと、8%になった場合から……、ちょっと先に上がった場合が 2,592 円になります。5%であれば 2,520 円。(「72 円」と呼ぶ者あり) 72 円ですね。平均で考えますとそれぐらいの負担増というふうになるかと思います。

内川隆則委員

これは水道が……。下水道も合せて。

岩橋浩一上下水道局管理課長

今のは水道の分だけでございます。

内川隆則委員

ということは、合わせると約144円ぐらいっていうふうになるのかな。

岩橋浩一上下水道局管理課長

単純に同額ぐらいがふえると思われてれば十分かと思います。

藤田昌隆委員長

内川議員よろしいですか。

内川隆則委員

はい。

藤田昌隆委員長

それでは、ほかにはありますでしょうか。

[発言する者なし]

なければ、本案に対する質疑を終わります。

∞

議案甲第39号 鳥栖市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

続きまして、議案甲第39号 鳥栖市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を議題と します。

執行部の説明を求めます。

岩橋浩一上下水道局管理課長

それでは、お手元の資料の1ページ目になりますけれどもお願いします。

この改正も、先ほどの水道料金、下水道使用料と同じで、消費税分の引き上げをするものでございます。それと合わせて農業集落排水施設、今現在ここに書いておりますように、飯田、永吉と八軒屋、六軒屋、この分、5つの施設について、公共下水道に接続を予定しておりますので、農業集落排水施設としての廃止をするための条例改正でございます。残る施設は千歳、下野、於保里の3地区が農業集落排水施設として残る予定になっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

説明のほうが終わりましたので、これより質疑を行います。

[発言する者なし]

ありませんでしょうか。

[発言する者なし]

なければ、本案に対する質疑を終わります。

∞

議案 甲第 40 号 鳥栖市農業集落排水施設整備事業分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例 議案 甲第 54 号 鳥栖市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

続きまして、議案甲第40号 鳥栖市農業集落排水施設整備事業分担金徴収に関する条例の 一部を改正する条例及び議案甲第54号 鳥栖市都市計画下水道事業受益者負担に関する条 例の一部を改正する条例を一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

岩橋浩一上下水道局管理課長

お手元の資料、ちょっと見にくいんでございますけれど、2ページ目と4ページ目になります。

改正の理由はともに同じでございますので、合わせて御説明をいたします。

ことしの3月30日付けで地方税法の一部を改正する法律が公布されております。その中で、延滞金の利率の見直しが行われております。それが税の延滞金の割合と均衡を図るために受益者負担金に関する条例、それと農業集落排水施設整備事業分担金徴収に関する条例の延滞金について負担軽減ということで特例措置を設けるものでございます。

利率については、ここに書いておりますように、本則が1カ月以上の延滞の分が 14.5%、1カ月以内が 7.3%となっておりますけれども、特例基準、特例の創設によりまして、この告示割合を仮に1%とした場合、9.3%あるいは3%というふうに軽減がされるという条例改正でございます。施行日につきましては、来年の1月、平成26年の1月1日からを予定いたしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

藤田昌隆委員長

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

中川原豊志委員

改正理由に地方税法の一部改正ということで、平成25年3月30日公布というふうなのが書いてあるんですが、平成25年3月30日公布の分が平成26年1月1日からに施行しなくちゃいけない、もっと早くできなかったかっていうふうに思うんですが、その辺のところはどんなふうですかね。

岩橋浩一上下水道局管理課長

条例、法令というのが、まず公布というのがあって施行というのがあります。公布というのは、こういった法律ができましたよと皆さんにお知らせする意味があります。施行というのは、その間、いろんな準備が皆さん、施行、実際その法を適用するまでにいろんな準備があるでしょうということで、ある程度余裕をもった施行の仕方、こういったものは、準備期間などを考慮した上で、公布日と施行日を分けた法律の決め方というのがあります。

それと、即時に適用させる場合は、公布とともに施行と、そういった法令なりの改正の仕方がありますので、その手法の仕方として、先にこういった法律ができましたよ、この法律についてはいついつから適用しますよという意味合いで、こういった公布日と施行日が分けてあると、そういったものでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

はい、ありがとうございます。

じゃあその間、単純に利率から見ますと、14.5%とか、べらぼうに高い利率になっております。そんなに高かったのかなと改めて思うんですけれども、この間の猶予期間とかいいますかね、公布されてから施行の間の期間の方も、要は施行日は1月1日だから、もうそれから先ですよと、その間の方はやっぱり前規定の利率で対応してくださいということですかね。

岩橋浩一上下水道局管理課長

はい、中川原委員のおっしゃるとおり、平成26年1月1日以前の滞納分については、この高いほうの14.5%のほうが適用されるというふうになります。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

樋口伸一郎委員

2ページに関して1点、質問ございます。

改正の内容、2番目です。改正案のとこに、右側、参考告示割合が1%の場合とありまして、括弧書きで下のほうに告示割合は、租税特別措置法により告示された割合ということで、

変わっていくっていうのは認識できたんですけれども、特例の創設というところの具体的内容の説明をお願いしたいのですが、よろしくお願いいたします。

岩橋浩一上下水道局管理課長

特例の創設というのが、今現在、農業集落排水施設整備と下水道の受益者負担金にこういった軽減措置というのが盛り込まれておりませんでしたので、創設という意味で表現をさせていただいております。

樋口伸一郎委員

御答弁ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

質疑がほかにないようでしたら、それでは、上下水道局関係議案の質疑を終わります。

藤田昌隆委員長

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 これをもちまして本日の委員会を散会といたします。

午後0時1分散会



平成 25 年 12 月 18 日 (水)

1 出席委員氏名

委員長 藤田 昌隆 副委員長 江副 康成

委員 森山 林 齊藤 正治 内川 隆則 中川原豊志 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

建 設 部 長 松田 和敏 建 設 部 次 長 兼 建 設 課 長 橋本 有功 参事兼課長補佐兼建築係長 萩原 有高 IJ 課 長 補 佐 龍尾 幸博 課長補佐兼庶務住宅係長 倉地 信夫 IJ 管 理 係 長 牛嶋 英彦 土 木 係 長 三澄 洋文 市 整 備 課 長 野田 浩 課長補佐兼都市計画係長 近藤 信孝 課長補佐兼公園緑地係長 古賀 芳次 課長補佐兼新幹線対策係長 成冨 光祐 道・交通 対 策 課 長 小柳 誠 〃参事兼課長補佐兼道路・交通政策係長 古賀 和教 〃 道 路 ・ 交 通 政 策 係 主 査 杉本 修吉

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 横尾 光晴

5 審查日程

議案審查 [建設課]

議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)

議案甲第43号 鳥栖市道路占用条例の一部を改正する条例

議案甲第44号 鳥栖市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

議案甲第45号 鳥栖市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

[説明、質疑]

専決処分事項の報告 [建設課]

報告第7号 専決処分事項の報告について

報告第8号 専決処分事項の報告について

報告第9号 専決処分事項の報告について

報告第10号 専決処分事項の報告について

報告第11号 専決処分事項の報告について

報告第12号 専決処分事項の報告について

[説明、質疑]

議案審查 [都市整備課]

議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)

議案乙第 38 号 平成 25 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計補正予算(第2号)

議案甲第41号 鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例

議案甲第42号 鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例

[説明、質疑]

陳情協議

陳情第21号 新鳥栖駅周辺の環境整備に関する要望書

[協議]

議案審査 [国道・交通対策課]

議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし



午前9時57分開議

藤田昌隆委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。

∞

建設課

職員紹介、事業概要説明

藤田昌隆委員長

これより建設部の審査に入りますが、初めに建設部の概要について御説明をお願いいたします。

松田和敏建設部長

建設部関係の事業概要について申し上げます。

建設部は市民に密着した事業が多く、また、大型プロジェクト事業に至るまで、まちづく りの根底を担う重要な部署であると思っております。

建設部の執行体制でございますが、平成25年度は3課8係、職員数42名で業務の推進に 努めてるところでございます。

担当しております事務事業の内容につきましては、安全で快適な市民生活を確保するための道路の新設、維持管理業務、交通安全施設整備業務、河川改良、橋梁維持業務、住宅維持管理業務、街路業務、公園維持管理業務、新鳥栖駅周辺整備及び管理業務、国道、県道の調整業務、バス路線に関する業務などを行っております。

このような中で、平成 25 年度一般会計におけます土木費の当初予算でございますけれども、 16 億 4,238 万 8,000 円で、歳出総額に占める割合は 7.3%となっております。

以上、簡単でございますが、建設部関係の事業概要の説明とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

はいどうも、ありがとうございました。

それでは建設課の審査に入りますが、付託議案の審査の前に、職員の方の御紹介と建設課 の概要について説明をお願いいたします。

萩原有高建設課参事兼課長補佐兼建築係長

おはようございます。

建設課参事兼課長補佐兼建築係長の萩原でございます。

市民の視点に立ち、魅力あるまちづくりとして、努力してまいりたいと考えておりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

龍尾幸博建設課長補佐

おはようございます。

建設課課長補佐の龍尾といいます。御指導のほどよろしくお願いいたします。

倉地信夫建設課長補佐兼庶務住宅係長

おはようございます。

建設課課長補佐兼庶務住宅係長の倉地といいます。よろしくお願いします。

牛嶋英彦建設課管理係長

おはようございます。

建設課管理係長の牛嶋と申します。今後ともよろしくお願いいたします。

三澄洋文建設課土木係長

おはようございます。

建設課土木係長の三澄と申します。今後ともよろしくお願いします。

藤田昌隆委員長

はいどうも、ありがとうございました。

それでは、建設課関係議案の審査を行います。

橋本有功建設部次長兼建設課長

その前に建設課の概要について御説明いたします。

まず建設課職員の組織体制でございますけれども、庶務住宅係、土木係、管理係、建築係の4係で構成されております。現在の体制につきましては、次長兼課長1名、庶務住宅係が選任補佐1名、補佐兼係長1名、係員6名の合計8名。土木係が係長1名、係員4名の5名。管理係が係長1名、係員5名の合計6名。建築係が参事兼係長1名、係員2名の3名。職員総数23名の体制で現在業務を遂行いたしております。

まず庶務住宅係におきましては、建設課所管の道路事業に伴います用地取得、補償関係業務、市営住宅関係業務、部及び課の庶務、そして契約関係業務を主に行っております。

土木係におきましては、道路、河川及び橋梁の新設、改良等関係及び交通安全施設関係の 業務を行っております。

管理係でございますが、道路橋梁及び河川の台帳整備、道路等の占用関係業務、法定外公 共物の管理、道路河川の境界関係、道路橋梁の保全及び補修関係業務、さらには交通安全対 策、交通災害共済関係の業務を行っております。

最後に、建築係でございますが、公共建築物の設計、施工、監督及び営繕関係の業務、その他公共施設の建築物、建築行政に関する業務を行っております。

平成25年度の建設課の基本方針といたしましては、1つ目に市民生活に密着しております 生活道路の維持管理、整備。2つ目に交通安全対策。3つ目に道路改良事業の推進。4つ目 に公営住宅、居住環境の整備。大きく4つを掲げております。

1つ目の市民生活に密着した生活道路の維持管理整備といたしましては、地域からの要望 等に沿って、道路側溝等の改良や整備、あるいは地区要請等も踏まえながら、道路舗装の整 備を進め、また、道路、路肩等の草刈り等による環境整備を進めているとこでございます。

2つ目の交通安全対策といたしまして、ガードレール、防護柵など通学路を中心としました道路を中心に、交通安全施設の整備を実施しており、現在、小学校周辺交通安全対策整備計画の策定を進めておるとこでございます。

3つ目の道路改良事業につきましては、平田・養父線道路改良事業及び大刀洗・立石線道路改良事業を進めているところでございまして、また、橋梁の長寿命化修繕計画を策定しておりますので、それに沿った設計、来年度以降は補修工事を始めることとしております。

4つ目の公営住宅の居住環境整備につきましては、市営住宅の維持管理の推進及び公営住宅ストック改善事業といたしまして、外壁改修、給水管改修、屋根の漏水防止等の工事に取り組んでおり、そのほか、流し台、ガス管改修など、市営住宅建物の長寿命化も含め取り組みを進めておるとこでございます。

そのほか、先ほど交通安全対策関係で、建設課におきまして、鳥栖市交通対策協議会の事務局も担っておりまして、鳥栖市内の交通事故防止のための対策を図っておるところでございます。

以上、簡単ではございますが、建設課関係業務についての概要といたします。よろしくお 願いいたします。

藤田昌隆委員長

はいどうも、ありがとうございました。

∞

議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)

藤田昌隆委員長

それでは、建設課関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第 35 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算 (第 5 号) を議題とします。 執行部の説明を求めます。

橋本有功建設部次長兼建設課長

それでは、ただいま議題となっています議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正 予算(第5号)中、建設課関係分につきまして、主なものを御説明申し上げます。

委員会資料の1ページをお願いいたします。

歳入でございます。

目 6. 土木費県補助金、節 2. 住宅費県補助金につきましては、住宅リフォーム緊急助成 事業について、県からの追加内示がございましたので、県補助金の増額をお願いするもので ございます。

別紙資料の1ページのほうをお願いいたします。 A 4 の縦で資料つくらせていただいておりますが、平成……。

藤田昌隆委員長

よろしいですか資料は。(「資料が3種類ございます」と呼ぶ者あり)

橋本有功建設部次長兼建設課長

1ページですけれども、平成25年度、本年度の住宅リフォーム緊急助成の実施状況をまとめたものでございます。助成の執行内容につきましては、後ほど歳出のほうで詳しく御説明いたしたいと思います。ここでは歳入に関しまして御説明いたします。

下のほう3番目でございますが、3. 県の追加配分の内示に伴う12月補正予算額という項目がございますが、この欄の歳入で県からの補助金といたしまして185万7,000円となっております。これに対応する歳出の部分でございますが、消耗品の6万1,000円、委託料の2万7,000円、それと県補助金の分、説明欄の県補助9件、176万9,000円となっておりますが、この分の合計で185万7,000円が県からの補助金として、歳入で受けることになっております。

それでは、委員会資料のほうに戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。 歳出でございます。

目1. 土木総務費でございます。節2. 給料、節3. 職員手当等、節4. 共済費につきましては、人事異動等に伴います人件費の補正になっております。節11. 需用費でございます。 道路照明等電気料など光熱水費の補正となっております。

その下、目1. 道路橋梁総務費、節2. 給料、節3. 職員手当等及び節4. 共済費につきましては、これにつきましても人事異動等に伴います人件費の補正でございます。

その下、目 2. 道路維持費、節 15. 工事請負費につきましては、道路側溝等の工事分といたしまして、大雨等による冠水被害への対応及び生活道路の安全対策のため、側溝等の改修整備が必要でございますことから、緊急的に補正をするものでございます。

その下、目3. 道路舗装費、節15. 工事請負費につきましては、市内の道路舗装工事分といたしまして、道路陥没等の車両事故等も発生している状況、あるいは通学路等の交通事故防止等への対応を図るため、また、通行車両と歩行者の安全確保を進めるために緊急的に補正をいたしております。

一番下の目 5. 交通安全対策事業費、節 15. 工事請負費につきましては、防護柵、カーブミラー、ライン等の路面標示など交通安全施設の工事分といたしまして、通学路を含め生活道路における歩行者等の交通安全を確保するため、緊急的に補正をするものでございます。

次のページ、3ページをお願いいたします。

目1. 住宅管理費、節2. 給料、節3. 職員手当等及び節4. 共済費につきましては、人事異動等に伴います人件費の補正でございます。

その下、目 2. 住宅改善費、節 11. 需用費、節 13. 委託料、節 19. 負担金補助及び交付金につきましては住宅リフォーム緊急助成事業の県の追加内示に伴いまして関係経費を補正するものでございます。

それでは、先ほどの別紙資料の1ページを再度お願いいたします。

実施状況でございますけれども、この住宅リフォーム緊急助成事業につきましては、平成 23 年度に県事業として実施されてきております。この際、市の追加補助も合わせて実施をし ながら、本年度までの3年間での対応とされてきたものでございます。

最終年度でございます本年度は4月24日に申し込みの受け付けを行っております。その際、 予算額に対しまして見込みよりも多い申し込みがございましたので、当日に抽選を行いまして、順位を決めて決定してきたところでございます。その際の当初予算の額が、県助成額が2,720万円、市の助成額が486万円という形で交付を決定してきております。

その後、県からの追加内示が9月の段階であっております。その際が県の助成が60万円、市の助成が13万5,000円でございまして、これらを追加し補正を行ってきたところでございますが、それを受けまして、再度県のほうから基金にまだ残りがあると、余裕があるという報告がございまして、その時点で申込者の中で、待機者と申しますか、漏れ者がいらっしゃいましたので、それらを含めたところで全員分を県に要望いたしましたところ、全額が補助対象として予算措置できるという返答がございましたので、今回すべての方に助成ができるという形で補正の計上をしておるとこでございます。

結果といたしまして、申請件数 156 件、県助成額 2,956 万 9,000 円、市の助成額が 527 万

6,000 円となっております。これに伴う住宅リフォームの工事費ということで2番のところに書いておりますが、本年度の請負金額といたしましては、総事業費、工事の事業費が2億5,726万6,000円、そのうち市内の業者のほうで請け負ったのが2億79万6,000円となったところでございます。

以上、議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)中、建設課関係分についての御説明といたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

中川原豊志委員

じゃあ住宅リフォーム緊急助成の件で二、三ちょっと確認なんですが、まずこの 12 月補正 につきましては、もう既に、じゃあ申し込みを4月の段階でされた方の抽選漏れの方を該当 とするという考え方でよろしいんですかね、まず。

橋本有功建設部次長兼建設課長

はい、そのとおりでございまして、資料にも書いておりますように、全体で 182 件の、その4月の段階で申し込みがございました。辞退者、もう工事をしないとか、業者がもう県外の業者であったとかいう方を除いた方々が申請の権利がございますけれども、それらの方々で漏れた方々をすべて今回の補正でできるようになったということでございます。

中川原豊志委員

じゃあ例えば、4月24日現在で漏れたんで、助成金をもらえないんだけれども、もう緊急性、例えば住宅の改築改修の緊急性があって、既に工事をされた方という方が、いらっしゃるかどうかわかりませんけれども、そういう方っていうのは、例えば今から12月補正で出るようになりましたから再度工事をしますよといった場合に、そういう方がいらしゃるかどうかちょっと確認だけまずお願いします。

橋本有功建設部次長兼建設課長

確かに現時点でも、隣の方がリフォームで助成金をいただいたみたいなんでということで、 そういうお問い合わせとかで、まだできるんだろうかというような問い合わせはございます。 ただ今回は4月の28日の時点で、申し込みをされた方ということで応募のときの説明にも しておりましたんで、その時点で申請をしていただいた方に限ってしておりますので、その 後に、緊急的に必要になったからという方については、市のほうで対応はできないというふ うになっております。

中川原豊志委員

じゃなくて、4月で申し込んだと、申し込んで漏れちゃったと言って、その方がじゃあも う漏れたんだけれども、もう家が少しこうおかしくなったけんが、早目にせないかんと言っ て、この中の例えば、予備者の中に入ってたんだけれども既に工事をしちゃったよという方 はいらっしゃらないんですかと。

橋本有功建設部次長兼建設課長

すいません。もちろん漏れたから、もう工事はしてしまいましたという方についての対応 についても、前回の9月の時点でも県のほうにも確認をしながら、そういう方も当然対応で きるような措置でいいんだろうかということも伺いまして、今回の12月も9月も含めて、工 事が終わられた方も、4月の時点でもう申し込みをされていれば、補助の対象になるという 形で適用しております。

中川原豊志委員

じゃあもう既に工事を終わってる方も補助の対象になるということですか。

橋本有功建設部次長兼建設課長

4月に申請をしていただいた方については、すべて工事がその後されても、対象になると。 ですから今回申し込まれた方は、本人さんが、先ほど申し上げた県外の事業者であって、今 回の補助の要件に合わない方とか、もう工事をしなかったとかいう方以外の方はすべてこの 補正で賄えるというか、対応できるという形になります。

中川原豊志委員

要は、4月の時点では予備者という形で漏れとったと。だけど家の緊急性があったんで、補助をもらえんかもしれんけど、先に工事をしてしまったとよと。

わかる。補助はもらえんけど、先に工事をしてしまったよと。その方は対象になるのかならんのかという。

橋本有功建設部次長兼建設課長

申請されたらもう受理するんですね。受理は一回します、4月の時点で。受理はしますけれども、順位を決めて、例えば182件全部1回受理をして、4月の段階では140番までしか交付対象にはなりませんということで、あとの40人の方は待機者と申しますか、漏れ者であり待機者ですねという形でお話を申し上げております。

それでその140人の方でも、例えば、やっぱりもう工事はせんでよくなったとか、よく調べたら県外の事業者なんで対象にはならないとかいうことで、繰り上げて、例えば150番目の方がその順番の中で、対応になるとかいう形になりますので、今回も同じような意味で予算が確保できた段階で、我々からもお話を申し上げて、その方が申請後に工事をしても、対応される。要するに申請を出していただけとれば、要件にすべて合致すれば、4月の段階で

落ちたとしても、今回の補正の部分ですべて対応はできるということですけれども。

松田和敏建設部長

この今回の12月補正でなりますと、実際今、そういった方がいらっしゃいます。4月に申請されて、申し込みされて抽選漏れとったと。そういった方が実際ございます。今回の12月補正でお願いできればその方も、そういった助成を受けられるような形ということでなります。

中川原豊志委員

要は、さかのぼってでも助成の対象になるという考えでよかわけですね。その中で例えば、 きちんと書類的には、工事の内容、事前に、ビフォーアフターじゃありませんけれども、着 工前と、それから工事の内容と、完了関係の書類というのがきちんともうそろっているとい うふうな状況でないとだめだと思うんですけれども、抽選に漏れとった方でも、そういうふ うなきちんと処理をされてらっしゃるということでよろしいですか。

橋本有功建設部次長兼建設課長

申請の段階で、じゃあどこをリフォームすると。それが今こういう状況ですよというところで出していただいていますんで、そのあと漏れた方も、例えば工事をしましたと、助成がなくても。それはそれでしとっていただいて、それはもう完成形は終わった後であればいつの時点でも写真も撮れますし、その比較はできますので、そういう部分での完了の届けと必要書類を出していただける状況になりますから、対応はできますので。

あとは要綱の中で、以前は日にちを、工事が終わって何日まで、30 日以内に届けを出してくださいという部分がございましたので、その辺の解釈の仕方を県とも確認をしまして、それは工事が今回決まったということがずれ込んだんで、工事が終わった後でも、そういう申請が、例えば30日過ぎてもできるという解釈ができるという判断になっておりますので、それで対応できるというふうになっています。

藤田昌隆委員長

ちょっと私のほうから。執行部にお願いなんですが、もう少し簡潔明瞭にね、できるならできるっち、一言で終わるはずなのに、ごちゃごちゃごちゃごちゃ言ってるんで、もう少し 簡潔明瞭に御答弁をよろしくお願いします。

ほかにございますでしょうか。

中川原豊志委員

じゃあ2ページの道路橋梁費の中の3件の工事費ですけれども、これも9月の補正でも同じように1,500万円ずつ出ておりましたけれども、また12月に同じように1,500万円ずつ、例えば、この1,500万円ずつの出し方が妥当なのかというとこも一つちょっとこう思うんで

すけれども、それとこの3件の工事の具体的な内容等がわかってればちょっと御紹介お願い します。

橋本有功建設部次長兼建設課長

この部分につきましては、議員おっしゃるように、9月にも、道路維持費の関係で補正を お願いして議決いただいています。

その後、これまでもなんですけれども、やはり地域からの要望ですとか、先ほどちょっと 御説明の中でも話したように、大雨の被害、冠水したり、側溝が、やはり全国的にもそうで すけれども、古くなっている状況もあるという中で、緊急的に側溝及び舗装、交通安全施設 については、合同点検の中で、ことしも行われて、そこで若干指摘された施設の改良もござ いますので、それら含めて、1,500 万円がどういう数字かというのは非常になかなか具体的 には説明が難しいんですけれども、もうここをするとか、それはもういろんな箇所で要望が きておりますので、いろいろな部分での対応を図るために、今回、大枠の中での 1,500 万円 ずつということで計上をさせていただいたと。

ちょっとなかなか説明がわかりにくいんですけれども、そういうことで御理解いただければと思っております。(「具体的な」と呼ぶ者あり)

藤田昌隆委員長

はい、挙手でお願いします。

中川原豊志委員

例えば道路側溝工事、または道路舗装工事から交通安全施設等について、例えば具体的に 今回こういうふうなところに予算をつけてる、またはこういう工事をしたいという、地区別 だとか、箇所別だとかわかれば教えていただきたいと。

橋本有功建設部次長兼建設課長

箇所と申しますか、今年度、要望箇所がそれぞれあって、そのうち現計の予算の中では、 やはり交通対策事業の部分については3割程度しかちょっとまだ進んでない。あるいは道路 維持とか道路舗装についても、6割、7割程度というところを今回の1,500万円ずつの予算 が通していただければ、大体9割程度の対応ができるというような判断をいたしております ので、具体的にはもちろんそれぞれの地区で、いろんな箇所を挙げていただいておりますの で、それらについて対応を図ることといたしております。

そこは、具体についてはなかなか、いろんな細かい部分もございますので、お願いしたい と思いますけれども。

中川原豊志委員

どっか具体的にわかるとこなか。例として。(「言われんっちゃろもん、順番ば決めとらん

けんが」「要望に関していいですか」と呼ぶ者あり)

藤田昌隆委員長

ちょっと待って、ちょっと待って。(発言する者あり) 休憩入りますか。

橋本有功建設部次長兼建設課長

もちろん要望の中には、具体の部分もございます。例えば、道路維持関係で申し上げれば、 安良・下野線のほうの水路関係の御要望もあったりとか、舗装の関係で言いますと、ちょっ と道路の瑕疵でもございましたけれども、永吉・重田線のとこでの舗装の関係とか。交通安 全施設であれば、やはりカーブミラーとかその辺の要望が何カ所か出ております。それら含 めたところでの数になりますんで、転落防止柵でいうと、これ原町のほうですかね、市道の 東部1号線のところの側溝沿いの転落防止柵の御要望とか。いろんなそういう部分も含めて、 もちろんそのほかにもございますけれども、含めての要望が挙がってると。

それは、先ほど申し上げたように今回の補正の部分で、8割から9割の御要望も応えられるような状況にはなっているというところで御理解いただければと。

中川原豊志委員

幾つか出たんであれなんですけれども。平成25年度の予算なんで、これ3月末までに完了する工事だと思ってますんで、そういった意味では12月、もう議会終わればすぐ発注、施工に入らんと間に合わんというふうに思っております。ですから、具体的にあるのかなっていうふうに聞いたとこですんで、市民の要望に少しでも応えられような施工をぜひ早目にお願いしたいというふうに思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかにございますか。

西依義規委員

すいません。先ほどの要望、要望っていうお話から、要望と、先ほど区長さんとか地域の 方々の位置づけというか、何か決まってるんですかね。この地元の要望は区長さんが窓口に なって、それを建設課にして、それが受けてそれを会議して、どうやって決定してっていう のはあるんですかね。

橋本有功建設部次長兼建設課長

道路の維持管理関係で、やはり我々道路パトロール等も行っておりますけれども、なかな か職員だけの目ではわからない部分もございます。ですからそういう安全性とか、緊急性と かの部分で、地域の、側溝とか道路が補修が必要ですよという部分については、まずは区長 さんのほうから、要望書の様式もございますので、それによって要望を出していただいております。

それを我々のほうに提出していただいて、もちろん現場も確認しながら、重要性とか緊急性を内部で評価をいたしまして、もちろん財政的な部分でできる部分とか、大きな部分になりますとやはり、例えば用地が必要になるとか、そういうところでなかなか地元との協議も必要ですよという部分もございますので、そういった諸々の状況を総合的に判断して実施をしているというところでございますので、年次的にする必要があるところも中にはございます。1年間ですぐその年度で済むという場所もございますし、何年かかけてしていく必要があるというところを、それは内部の、建設課内部で判断をして取り組んでいるということでございます。

西依義規委員

ということは、まず要望から始まる、すべては要望から始まるんで、要望を出さないと始まらない。

もっと極端に言えば、区長さんが、いやいや道路よりも、例えばソフト部分を一生懸命されている自治会の方は、あんまり道路を目を向けずに、ハード部分の区長さんはより目を向けるっていう、こう差が出てくるということでよろしいですかね。

橋本有功建設部次長兼建設課長

差が出てくるというよりも、我々が要望いただくのは、やはりいろんな関係機関と申しますか、例えばそこを補修する、例えば蓋がけとか、側溝でですね。そういう御要望もあるんですけれども、その際、そこが農業用の水路であれば、やはり水利の関係の方々の御理解も要りますし、それは蓋がけができないよというような状況も一つある場所も、中にはございますんで、そういった関係者の方々の御理解も地元のほうで確認をしていただきたいというのも一つございます。

ですから、そういうところで地域の人たちも、それを御理解いただいた上で、そこはもう 補修が必要ですとか、改修が必要ですとかいうふうになりますので、もちろん区長さん方の 思いというのはそれぞれあるとは思いますけれども。

西依義規委員

いろいろ今お話されたんで……。ちょっと長くなりそうなんで、例えば舗装だけ限定すれば、今のその蓋も関係なし、舗装、ガタガタとか、みんな見る目で違うやない、違うと思うんですよね。その辺のじゃあ基準が、例えば、舗装、えらい要望があっても、例えば 10 年たっとかんと、絶対はがんよとか、そういうのが何か内部的な規定があるのかどうか。舗装のガタガタって多分計れないと思うんですよ。何かあるんですかそういったのは。

松田和敏建設部長

舗装につきましては、当然、私どももパトロールを行ってますんで、その中でしております。当然、地盤が悪いと舗装も傷みが早いと、そういったところでそういった 10 年たったらやり直すとか、そういった基準は設けておりませんけれども、そういったパトロールとか、私ども職員もおりますので、そういったところで補修すべきところはやっていくということでしております。

西依義規委員

きのうの例えば下水道の話、下水道こう掘り起こすじゃないですか。掘り起こして、違う 課が多分されてるんですけど、それと今まで何の気にもならんやったのに、下水道を掘った ばっかりに気になるような道路っていっぱいあって、それをどうにかしてくれって言うのは、 やっぱり正式にいくと区長さんにまず言って、区長さんが要望書を挙げん限りは始まらんっ ていうルールでいいんですか。そういうルールがあるんですか。だれでも……。何かそうい う取り決めがあるのかどうかだけちょっと教えてください。

橋本有功建設部次長兼建設課長

例えば穴があいて、そこを補修せんと危ないですよとかいう部分ですとか、当然、交通安全上も危険性がありますんで、それらを我々としましては、要望云々じゃなくて、情報を提供していただけて、それに対して対応していく。

対応の仕方として、小さい穴であれば職員による補修で済む場合もございますし、もっと 大きな範囲で舗装しなければならない場合は、業者によってさせるという場合がございます んで、舗装関係については市報の中でも、市民の方々にも、そういう穴がほげているとかい う状況があったらお知らせくださいというようなことで、皆さん方から言っていただくよう にはいたしております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

西依義規委員

じゃあ中川原さんも 1,500 万円の平等な予算つけ方について、僕も思うんですけど。例えばその道路維持関係に 4,500 万円あるわけですよね、全体額が。それを何で、もともとの、側溝が一番お金かかるんで 1 億 4,000 万円なんで、普通そこに 3,000 万円とか、じゃあ下に 1,000 万円、一番下 500 万円ってなるのが普通じゃないかなと思いますけど、それをなぜ平等に 1,500 万円ってなるのかがちょっとわからなかったんで。

橋本有功建設部次長兼建設課長

当初予算の額としては、今おっしゃったように、今年度について言えば道路維持関係で、

まず当初で1億3,000万円が1,500万円ついて1億4,500万円。舗装は6,000万円とあと補修関係もございますけれども、そういう部分では按分していけば、おっしゃるような配分というような考え方もできますけれども、先ほどちょっとお話したように、現状の予算でできる割合がやはり交通安全施設とかは低い部分もございましたので、それらもございますし、また、舗装の関係についてはちょっと、道路瑕疵による事故等も発生しておるということも踏まえて、今回、いずれにしても大枠ではございますけれども、それぞれ1,500万円ずつ上げさせていただいております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

西依義規委員

はい、勉強します。

樋口伸一郎委員

きしたんですけど。

要望に関して、最初ら辺に戻るかとは思うんですけど、確認を一点したいんですけれども。 市民の方にちょっとお話を聞きまして、例えばガードレールに関して、ここにガードレールが、危険度が高いのでほしいと、そういった要望ですよね。一市民の方の要望を市役所のほうにお尋ねをしたところ、現場の写真を撮って、市役所のほうに要望をして、緊急性が高いと思われた場合には、そこを改造する許可状というか、書類があるということで、許可が出れば、改造はできるんですけれども自己負担になりますと、そういう意見をちょっとお聞

そういった意見があった場合に、まず町の要望でその町に関しては、そこのガードレールがないと危険度が高いってなった場合に、その地区の区長さん方に要望をして町の意見として求めれば、逆に今度はこの予算の中に含まれた取り組みになるっていう認識でよろしいですかね。

橋本有功建設部次長兼建設課長

樋口議員の、その具体の中で、自己負担になるという部分がちょっとどういう状況なのかがはっきり私もわかりませんけれども。

ただ市道上で側溝があったりとか、いろんな溝があって、そこに転落をしないような形での安全柵が必要ですよという場合については、基本的には自己負担というよりも、行政として、そこは対応すべきものだと思っております。

ただ、やり方として、もちろんまずはそういうお近くにお住まいの方々が感じられて、危ないからというところがあるんだろうと思いますけれども、それらについてやはり、例えばまずは、一番、周りの班長さんとお話をしていただいて、危ないですよね、その上で、区長

さんのほうに上げていただいて、じゃあ町としてちゃんと要望しましょうよというような形のほうが、例えばそこが個人だけの利益じゃないんですと、地域の人たちがそういう思いを持ってるんですということが、やはり我々のほうにもお伝えいただいたほうがより対応がしやすいのかなと思っております。

樋口伸一郎委員

ちょっと具体例が悪かったんですけど、例えばガードレールじゃないですけど、旧式のガードレールで、石の、路側帯を分離するような石がこうぼつぼつあるとしますよね。どうしても市民の方、お一方、お一方は、まずは自分のお住いの位置とかからが、目に映ってくるかと思うんで、例えば、うちの前がとかいう言い方をすると、自分のところだけっていう考え方になるんですけど、それを全体で見たらずっと続いていると、町道というか市道がですね。そういった場合になるんですけど、周知とか案内というか、こうしたらいいんじゃないですかっていう方法としては、そういうお伝えをしてもよろしいということですよね。

橋本有功建設部次長兼建設課長

それはもちろん実際に手続きとしてする場合がそういう、例えば区長さんのほうにお話をして、それからの動きになりますということですけれども、一番最初の御相談として、実は自分の家の周りがこういう状況なんですということは、もちろん建設課のほうに来ていただいて、じゃあこれはどういった対応ができるのかを市民の方とも御相談しながら、できるできないも含めて協議はする方向にはなると思います。

藤田昌隆委員長

はい、いいですか。(「でけんっち言いよっやっかい、そいは」と呼ぶ者あり)

樋口伸一郎委員

御答弁ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

発言ある場合、挙手でお願いします。(「説明しなおし、今んとは、おかしかじぇ」と呼ぶ 者あり)

松田和敏建設部長

樋口議員がお尋ねだったのは、家の前に歩車境界ブロックをされたときに、自分の乗り入れ環境が変わった、もうちょっと広くしてもらいたいという場合には、やはり個人さんの利便ということなりますので、個人さん負担は発生するとこはございます。そういった場合は個人でお願いしますということでしております。

樋口伸一郎委員

今のお答えだと個人の負担だっていうふうには理解できるんですけれども、例えば、その

家の方が歩車道を分離しているその石で、本当、町の方がそこを通ってるときに、夜真っ黒で、例えばそこは道路も車がどんどん通ってて、そのブロックに引っかかって倒れてるおばあさんとかがいるとか、倒れた後に車との接触事故も多々あっているっていう、その第三者目線でそのお宅の方が家の前のことを例に出したときにっていうことなんで、はい、御説明をもう一度お願いします。

松田和敏建設部長

そういった場合、個人さんのところじゃなくって、皆さんが共有して使われるようなところについては、そういった建設課のほうで話いただければ、そういった協議をさせていただきます。

樋口伸一郎委員

御答弁ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

ほかありませんか。

[発言する者なし]

なければ本案に対する質疑を終わります。

∞

議案甲第 43 号 鳥栖市道路占用条例の一部を改正する条例

議案甲第44号 鳥栖市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

議案甲第 45 号 鳥栖市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

続きまして、議案甲第 43 号 鳥栖市道路占用条例の一部を改正する条例、議案甲第 44 号 鳥栖市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例及び議案甲第 45 号 鳥栖市準用河川占 用料徴収条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

橋本有功建設部次長兼建設課長

それでは、ただいま議題となっております議案甲第 43 号、議案甲第 44 号及び議案甲第 45 号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず議案甲第 43 号 鳥栖市道路占有条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

条例案についての委員会資料の3ページをお願いいたします。

まず改正理由でございますけれども、本市の道路占用料につきましては、平成 10 年 4 月に 直近では改定がなされております。それ以降現在まで、約 15 年間改定がなされてない状況で ございます。

国におきましては、国道関係の占用料について平成8年4月に改定がなされ、その後、平成20年及び平成23年の2回改定が行われております。また、県におきましても県道の占用料等につきまして、平成9年4月に改定が行われ、その後、昨年、平成24年の10月に改定が行われております。また、占用料算出の検討の算定基礎でございます地価の動向につきましても、県内の地価も平成11年以降、15年間下がり続けているというような状況でございます。

このような状況を踏まえ、県の改定内容も協議を行いまして、今回、昨年の県の改定が県内の固定資産税評価額を基礎として占用料が改定されておりますので、本市につきましても県の道路占用料改定に準じて、道路占用料を引き下げる改定を行いたいと思うものでございます。

2点目でございます。書いておりますが、消費税の関係でございます。

今回の消費税率の関係につきましては、社会保障の安定財源の確保等に図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、いわゆる消費税法改正法及び社会保障の安定財源確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税の一部を改正する法律、いわゆる地方税法改正法が昨年、平成24年8月22日に公布され、消費税率の引き上げが来年、平成26年4月1日に8%、平成27年10月1日に10%と2段階に分けて行われる予定となっております。

今回、本年 10 月 1 日に安倍首相が消費税率を引き上げる旨の決断を発表されたことに伴いまして、来年 4 月 1 日の消費税率 8 %の引き上げが決定されております。これに伴いまして、道路占用条例に定められております課税される場合の占用料に加算される額の率、これを現行の 100 分の 5 から 100 分の 8 に引き上げるものというものでございます。

3点目でございます。関係様式の整理に伴う条文の整備ということで、現在道路占用の許可申請書については、法律でございます道路法の施行規則でその様式が定められております。 しかしながら、占用を許可する場合の許可書あるいは更新許可書の様式が本市においてが明文化されていないということが確認できましたので、今回、許可申請書も含め様式を規則で定めることといたしまして、そのための条例の条文を整備するというものでございます。

改正内容でございますけれども、まず別表の改正でございます。占用料の額を引き下げる ということで、そこに資料にも書いておりますが主な占用物件といたしまして、現在、電柱 1本当たり年間 1,600 円の占用料を 1,200 円に、電話柱につきましては、1本当たり年間 930 円の占用料の 670 円に引き下げることとし、その他の管路等の占用料につきましても、平均約 20%の引き下げを行いたいと考えております。

次に消費税法の関係でございますけれども、消費税法の第6条第1項に規定されております非課税になるものといたしましてが、資産の譲渡等ということで記載されております。この資産の譲渡等というのが土地の譲渡あるいは貸し付けについてが、非課税取引ということになっておりますので、基本的には課税されない部分になりますけれども、消費税法の施行令によりまして、土地の貸し付け、非課税になる部分から除外されるものとして、貸付期間が1カ月未満の場合には貸し付けから除外される、つまりは課税の対象になるということで、現行の規定でも1カ月に満たない部分については加算率を100分の5というふうに規定されておりますので、その部分の100分の5を100分の8に引き上げるというものでございます。

また、許可申請書等につきましては、今回様式を明確化することで、事業者の方あるいは 市民の方々が道路を占用する場合に、使い勝手がよくなるということで改正を行うものでご ざいます。

以上が道路占用料条例で関係の説明となります。

次に、議案甲第 44 号 鳥栖市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例につきまして御 説明申し上げます。

次のページ、委員会資料の4ページをお願いいたします。

改正理由につきましては、ただいまも御説明申し上げました道路占用料の改定に準じまして、里道でございますとか水路となります法定外公共物の占用料についても改定するという ものでございます。

また、消費税関係につきましても、説明申し上げましたように、消費税利率が引き上げられるということに伴い改正するものでございます。

改正の内容でございますが、(2)で書いておりますが、法定外公共物の占用料の引き下げということで、道路占用料の平均の引下率であります約20%を算定基礎といたしまして、引き下げを行っております。具体的には通路及び架橋が年、1平米50円を40円に、電柱、年1本620円を500円にするものでございます。

次に議案甲第 45 号 鳥栖市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして 御説明いたします。

委員会資料の5ページをお願いいたします。

これにつきましても、河川の占用にかかわる部分につきまして、道路占用料の改定に準じ、占用料額を引き下げるというものでございます。また、消費税につきましても先ほど申し上

げましたように消費税法の改正に伴い引き上げるものでございます。さらには、準用河川徴収条例につきましても、許可申請書等の書類等が明確化されておりませんでしたので、これらを合わせて改正したいというふうに考えております。

改正内容につきましては、先ほどの法定外公共物と同様に、占用料、道路及び架橋は 50 円を 40 円、電柱につきましては 620 円を 500 円に引き下げるというものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案甲第43号、44号、45号の改正案につきましての御説明といたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

はいどうも、ありがとうございました。

質疑に入ります前に10分間だけ休憩をいたします。

午前 10 時 54 分休憩

∞

午前11時3分開議

藤田昌隆委員長

再開いたします。

先ほど説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

中川原豊志委員

この占用条例の件なんですけれども、要はちょっと確認なんですけどね、要は市の市道とか、市の管理道路、河川のとこに電柱とかがある分に対して、今まで例えば電柱であれば1,600円いただいとったというのを1,200円に変更しますよという条例なんですかね。要はいただいとったのを下げますよと。

橋本有功建設部次長兼建設課長

はい、その通りです。

藤田昌隆委員長

ありがとうございます。

中川原豊志委員

これは、例えば九電とかNTTとか、そういったところの要請があってからですか。それ

とも、そういう要請はないんだけれども、県とかがもう下げてるんで、市も下げましょうということなんでしょうか。

橋本有功建設部次長兼建設課長

これ先ほどちょっと御説明しましたが、国のほうが先行して引き下げを行っております。 これは、やはり占用料の考え方として地価の、道路の面を貸しているというような考え方 がございますので、地価がどんどん下がっている中で、占用料が変わらないという部分につ いての協議があって、国のほうではそれらを踏まえて下げられた、県もそういう形をとられ ましたので、それに伴って市のほうでも同じような形で値下げを行ったというところでござ

中川原豊志委員

います。

要は九電さんとかNTTさんからの要請はないけれども下げましょうということなんですか。要請がないのに下げる必要あるのかなとちょっと思ったもんですから。

橋本有功建設部次長兼建設課長

もちろん先行して国のほうが下げておりましたので、国道関係がそういう占用料が引き下がったということでの情報と合わせて、九電さんのほうから、市道等についても同じような 取り組みはできないんだろうかというようなお話はございました。

中川原豊志委員

九電とかNTTからあってるんであれば仕方がないかと思いますが、あってないのに勝手に、いいですよ下げてあげますよ、と言わんでもいいのかなと思ったもんですから。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかにございませんでしょうか。

内川隆則委員

20%という基準が何なのかということがさっぱりわからんのですが、それと消費税が上がったことによって、占用料がなぜ下がるのかっていうこともわからないし、まず占用料の改正前の金額というのはいつ決まったんですか。

橋本有功建設部次長兼建設課長

現在の金額につきましては、平成10年の4月から施行されております。

内川隆則委員

バブルがはじけたのは平成4年ですよね。それから6年たった平成10年に、なおかつ物価が下がったということについて、私はちょっとおかしい、合点がいかんなというふうな思いがするわけですけど。

橋本有功建設部次長兼建設課長

前回もなんですけれども、国のほうが先行して改定しております。それが平成8年の4月です。その次の年の平成9年の4月に県が改定して、その次の平成10年に市が改定したというような状況です。

内川隆則委員

ここでごちゃごちゃ言うても、これ以上仕方ないかと思うんですけどね。どうもこれは電力会社の……、1件当たり1,600円でいうのはわずかな金ですよね。だからわずかな金だからもううちには立てさせんという人がたくさんいらっしゃって、市道にはみ出るっていうふうな傾向が強いわけですよね。

だから九州電力からすると何億本ってあると思うですたい。莫大な金になるとですよね。 もう九電が圧倒的ですよ。NTTはぶら下がっととがいっぱいあるけん大した数じゃないと 思うんです。

それを考えると、なぜ今頃値下げなのかと。しかも消費税は上がるのにというふうなことから考えると、大体憶測つくじゃないですか。何億本っていう九電の電柱が、これだけ値下げをしたら、400円も値下げしたら莫大な金額になるわけですよね。

と思いまして、いいかげんに決めてもろては、各家庭もものすごく反発すると思うですよ、 これは。それはもう個別に話すけん、その声が大きい声にならんけれども。そういうふうな 思いはしながら、ただ県にならって、九電がちょいと来て、立ち話で話したけんが、わかり ましたって言うたというような調子で済まされる問題では、本当はないと思うんですよね。 以上です。

藤田昌隆委員長

はい、それではほかに。

江副康成委員

すいません、関連でですね。

今までの御説明中で地価の動向に応じて占用料決めるという考え方いいんですけれども、 例えば、地価といっても都心部の非常に地価が高いとこもあれば、田舎の田んぼ、畑もあり ますよね。そういったときに、これは本当に一律でいいのかというような思いもするんです けれども、そのあたりの何か考えてっていうか、全国的に、東京都内と、例えば青森県の田 舎の部分と同じにせんといかんのかなという部分もあるんですけれども、それいかがでしょ うか。

橋本有功建設部次長兼建設課長

確かに地域差があるという部分はあるとは思います。現在の価格の出し方、決め方が国に

準じておりました。今回、国と県で下げ幅が変わっておりまして、国のほうが大分下げ幅が大きくなっております。県のほうも、それまでは国に準じておりましたけれども、今回、昨年の改正から県内の固定資産税評価額の基準に合わせて、評価を、下げ幅を決めておりますので、いえば県内の地価に合わせたという形になっておりますから、我々も県に合わせたということで、今までの国に合わせるんじゃなくて、佐賀県に合わせたということで、かなり地域の実情に応じた金額、占用料になっているというふうに判断しております。

江副康成委員

すいません、ちょっと国の話を話したもんで、おかしくなったのかもしれませんけど、鳥栖市内は一律に適用される金額ですよね。その場合に、住宅地というか、非常に地価が高いとこと田んぼ、畑、そういったところの目配りみたいなとこがなされてる他の自治体とか、あるのかないのか含めて、お答えられればお教え願いたいと思うんですけど。

橋本有功建設部次長兼建設課長

佐賀県内の地価の公示価格につきましても、確かに住宅地、商業地で違いますので、県のほうでもそれらを踏まえて、住宅地であったり工業地であったり商業地であったりというところの部分を検討した結果、今回の改定額を算出されているというふうに判断しておりますので、県に準じて改正したということでございます。

藤田昌隆委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

[発言する者なし]

∞

報告第7号 専決処分事項の報告について

報告第8号 専決処分事項の報告について

報告第9号 専決処分事項の報告について

報告第 10 号 専決処分事項の報告について

報告第 11 号 専決処分事項の報告について

藤田昌隆委員長

それでは、続きまして報告第7号から報告第11号 専決処分事項の報告についてを議題と

します。

執行部の説明を求めます。

橋本有功建設部次長兼建設課長

それでは、専決処分事項の報告について御説明をいたします。

議案書については 62 ページから 70 ページになりますけれども、資料をつけさせていただいておりますので、資料に沿って御説明を申し上げたいと思います。

今回、5件の市道の管理瑕疵に伴います損害賠償額の決定でございます。位置図を含めまして、資料によって説明いたします。

まず1件目でございますが、報告第7号でございます。

1ページをお願いいたします。

事件の概要につきましては記載いたしておりますけれども、平成24年3月25日の日曜日、午後2時ごろ、自家用車で市道北部3号線を東側、基山方面からアウトレット方面へ向かっていたところ、道路の陥没に左前輪が落輪したことに伴いまして、左前輪のタイヤがパンクしたものでございます。この事故によりまして、タイヤの交換費用として賠償額1万2,274円となったものでございます。

次に報告第8号、次のページ、2ページをお願いいたします。

事件の概要につきましては、平成24年8月31日、金曜日午後7時ごろ、原付バイクで市 道下野中央線を鳥南橋方面から久留米方面へ向かっていたところ、下野町付近の道路に陥没 があり、バイクの後輪が道路陥没に落輪いたしまして、バイクの後輪のホイールが損傷した ものでございます。この事故によりまして、ホイールの修理費用といたしまして、賠償額 9,712円となったものでございます。

次に報告第9号でございます。

委員会資料の3ページをお願いいたします。

事件の概要につきましては、本年9月4日、水曜日午後6時ごろ、自家用車で市道永吉・ 重田線を姫方方面から永吉町方面へ向かっていたところ、高速道路ボックス内の道路陥没が ございまして、当該箇所に走行中の自家用車の左側の前輪及び後輪が落輪いたしまして、前 輪と後輪のタイヤがパンクし、また、ホイールも損傷したものでございます。この事故によ り、タイヤの交換及びホイールの修理費用としまして賠償額4万8,726円となったものでご ざいます。

次に報告第10号でございます。

委員会資料の4ページをお願いいたします。

事件の概要につきましては、本年10月12日、土曜日午後5時20分ごろ、自家用車で市道

秋葉・横田線を秋葉町2丁目方面から鳥栖市小学校方面へ向かっていたところ、当該道路の 元町付近に陥没があり、当該箇所に走行中の自家用車の左側前輪のタイヤが損傷したもので ございます。この事故によりまして、タイヤの修理費用といたしまして賠償額1万6,695円 となったものでございます。

最後に報告第11号、委員会資料の5ページでございます。

事件の概要につきましては、本年 11 月 1 日、金曜日午後 4 時 25 分ごろ、自家用車で市道四本黒木・七田線を北方面へ向かっていたところ、当該道路の轟木町付近に陥没があり、当該箇所に走行中の自家用車の左側前輪のタイヤがパンク、また、左前輪のホイール及びバンパーを損傷したものでございます。この事故によりまして、タイヤ、ホイール及びバンパーの修理費用として賠償額 15 万 7,488 円となったものでございます。

なお、事件の原因となりました道路陥没箇所ににつきましては、それぞれ事故が確認され た直後、直ちに改修等を行い、事故等が発生しないよう処理をいたしたところでございます。

以上、一括しまして5件の専決処分事項の報告とさせていただきます。よろしくお願いします。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので質疑に入ります。

樋口伸一郎委員

ちょっと全体に関して1点お尋ねがあります。

賠償額と括弧内の市過失割合 7割とかいろいろあるんですけど、その割合をどうやって決めてるのかというところと、総損害額ですね。こちらのほうには、市の過失した分の補修費といいますか、改修費等も込みの額という認識でよろしいのでしょうか。

橋本有功建設部次長兼建設課長

まず過失割合につきましては、現場の状況、事故の状況につきまして、うちのほうの保険 会社である損保ジャパンのほうの査定員さん等と協議を行い、もちろん被害者の方ともお話 をしながら、判例、事例等を含めて過失を出しております。

総損害額につきましては、資料の米印に書いてある金額が全体の損害額でございまして、 それの7割であったり、6割であったりの金額について、市として、賠償額とさせていただいているところでございます。(発言する者あり)

すいません、ちょっと答弁漏れておりました。

補修費用につきましては、市の、先ほどから予算ございましたが、そういう補修費用で対応させていただいております。

樋口伸一郎委員

損害額の中には補修費用は入っていないという認識をいたしました。 御答弁ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

じゃあ私のほうから……。

中川原豊志委員

すいません、まず1点目が報告7号の分なんですけれども、この事故発生が平成24年の3月25日。専決処分でこういった報告をされるのは、各議会ごとに幾つかあるんですけれども、今回、3月25日の分がちょっとかなり前の分だなというふうに思うんですけれども、この時期になった原因というのは何かございますか。

橋本有功建設部次長兼建設課長

かなりちょっと時間がかかっておりまして、通常やはり示談をするまでに、先ほどの過失 割合等も含めて、被害者の方と協議をしながら決めてまいりますので、一定の時間はかかる わけでございますけれども、今回の分につきましては、我々のほうで、御連絡を差し上げて おった部分もございますけれども、相手さん方のほうからも、なかなか御連絡がつかないと いう状況があって、今回改めて御確認をさせていただいて示談が整いましたので、専決処分 事項として報告をさせていただいております。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

今回の12月の議会に結構多く専決処分また出てきてるなというふうに感じております。通常の道路パトロールもされてらっしゃると思いますし、また、地元からのいろんな報告といいますかね、状況の連絡もあると思いますが、ちょっと多いような感じがするんですけど、何かその辺、原因とか対策というのは、考えてらっしゃいますか。

橋本有功建設部次長兼建設課長

おっしゃるようにパトロールは毎日、行ってはおるんですけれども、市道全体がなかなか 広い部分もございますし、今回の中でも、例えばなかなか交通量が少ないところもございま して、そういうとこまで目が届かなかったという部分も一つあるかと思います。

ただ、そういう情報提供につきましては、職員にもお願いもしておりますし、通勤途中であれば報告をするようにですとか、先ほどちょっとお話したように市報の中でも、市民の皆様にお願いもいたしております。郵便局とも協定を結んで、そういう箇所があれば御連絡いただくようなことでの体制もとっておりますが、なかなかその、思いもよらないと申しますといけませんけれども、そういう場所もございまして、再度、その辺、建設課全体で取り組めるようなパトロールの仕方というのも今後は考えていきたいと思っております。

中川原豊志委員

いろんな情報提供をしていただく中に、こういった場所が少なくなるように、早目にね、 見つけるのが必要かと思います。

特に報告8号にあります、これ下野の分ですかね、一旦補修をされた後にまた穴ぼこができてるような状況です。こういうとこ、特に多いんですよね。レミファルトかなんかでこうされとって、一応簡易的に補修をしたんだけれども、また、次の雨とか降るとすぐまた穴ぼこになっちゃう。

だからこういう箇所については、建設課のほうである程度やっぱり把握されとって、一旦 簡易の補修をした分については、適時やっぱりこう見て回るようなことは指示をしたほうが いいかなと。余りひどいときは、すぐまた違う形の補修をする必要があるかなと思います。

それと、もう一点ちょっと思ったんですが、以前、私たちが通常、車で運転してて穴ぼこにぶつかってから、もし何かあったときも、そんなにね、市役所に瑕疵の割合を損害賠償請求するというのは、昔はそんななかったかなと思うんですけれども。

例えば、修理工場さんとか損害保険屋さんとか、例えば、一定の偏りがあるところというのがないとは思いますけれども、そういうのはないですよね。ここの補修をしたとかあそこの修理工場屋さんからよく来てるよねとか、そういう、逆にそういったところから損害賠償請求したがいいよとかいうふうな話をされるようなことっていうのはないのかなとちょっと思ったんで、もし把握されてるんであれば……。

牛嶋英彦建設課管理係長

中川原議員の御質問にお答えします。

特定の事業者からの案件っていうのは特にはございません。偏っているということはないというふうに考えております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。(発言する者あり)

それじゃ私のほうから、1点要望と、2つとも要望になりますが、まず、いつも思うんですが、これ地図ですね。この地図ですが、現場って書いてあるんですが、できたらもう少しわかりやすく、例えば、アウトレットならアウトレットのなんとかとか、きちんと書いてほしいんですよね。よくわかりません、この地図じゃ。というのが1点と。

それと先ほど田んぼの中の狭い道とか、どうのこうのっていうようなお話ありましたが、 結局アウトレットとか下野、それから加藤田……、永吉線の高速道路の下、これ結構大きい んですよね、道自体は。

それで道路パトロールを、私、前に1回聞いたことあるんですよね。通常通行量が多いと

ころでも、非常に瑕疵の事故が多いということで、道路パトロールの、どういう、要するに チェック回路、どういう形でこうチェックされてるのか。ただボーっと車に乗って2人回っ てるのか。ちょっとそれさえ疑いたくなるんですよね。

だから、もう少し道路パトロールの回り方とか、それからチェックの仕方を、ぜひ再検討をしないと、だんだんだんだん金額も増えてきて、なってる気がします。そういうことで、 その辺の再度、見直しをぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

内川隆則委員

何回もすいません。

これ、いつからこげんことしだしたっちゃろかっち思うんですよ。中川原議員も言っていたように、こういうやつを、みんなが覚えてしまったらどうなるじゃろかというふうなことで、だんだんだん、毎月毎月いっぱい出てくるような状況になりはせんかというふうなことがいたしますが。

もういっそのこと、見つけてやった人は 100 円あげますというふうな、もうゼロか 100 円かで、もうかなり目の光らせ方違うと思うんですよ。空き缶じゃない、アルミ缶じゃないばってんが。だから、そういうやつも思い切ってせんと、みんなが覚えたらどげんなるっちゃろかっちゅうふうに思うわけですよ。

市役所の職員がいつも通勤で通りよるとこででも、なかなか言うていくような人はおらんと思う。毎日、目光らせてね、朝から晩までこのことば考える人ちゃおらんとやけんがくさい。だから、そういう 100 円でもと思いは、部長さんの決断じゃでけんめえけんが、そりゃ上の人と相談しながら、やってはどうかと思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

答弁要りますか。

江副康成委員

4ページのとこの、この穴ぼこなんですけれども、見たところ真四角に、これ、結局、陥没があったのかなあという感じで。これ、カッターか何かで切った……、そのままになってそれがはげてしまったんですかね。どういう状況でこうなったのかなあと思って。

牛嶋英彦建設課管理係長

おっしゃるとおり、これ管を入れる工事をした際に、カッターを入れたところを、もちろん工事が終わった後、補修はされてるんですが、そこがアスファルトがはがれて陥没ができたということでございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

江副康成委員

そういう形で残った場合にはあれですか。適切な対応っていうか、工事業者さん、切って 残ったあとの対応はきちんと、そっちのほうはされていたということでよろしいんですか、 それ。

牛嶋英彦建設課管理係長

こちらの管を埋めた後の補修については、当初補修をされたときは適正にされているんで すが、やはり劣化をして、はがれてしまったということでございます。

藤田昌隆委員長

ほかにはございませんか。

西依義規委員

すいません、損保ジャパンの話が出たんで、保険料……、どっか見れば探せるんでしょう けど、ちょっと教えてください。

牛嶋英彦建設課管理係長

保険料については、今、市道が 643 キロございまして、その分として、それと里道などその他の道路は8キロ分として、合計金額は保険料、年間で 87 万 4,480 円となっております。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

西依義規委員

はい、覚えておきます。

藤田昌隆委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、それでは建設課関係議案の質疑を終わります。

藤田昌隆委員長

次に都市整備課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩をいたします。

午前 11 時 32 分休憩

α

午前 11 時 37 分開議

藤田昌隆委員長

それでは、再開をいたします。

∞

都市整備課

職員紹介、事業概要説明

藤田昌隆委員長

付託議案の審査の前に、職員の方の御紹介と都市整備課の概要について説明をお願いいたします。

近藤信孝都市整備課長補佐兼都市計画係長

都市整備課課長補佐兼都市計画係長の近藤信孝でございます。よろしくお願いいたします。

古賀芳次都市整備課長補佐兼公園緑地係長

都市整備課課長補佐兼公園緑地係長の古賀です。よろしくお願いします。

成冨光祐都市整備課長補佐兼新幹線対策係長

都市整備課長補佐兼新幹線対策係長の成冨です。よろしくお願いします。

野田 浩都市整備課長

それでは、都市整備課の業務内容について御説明いたします。

都市整備課は3係12名で業務を行っております。都市計画係は4名で、都市計画法に基づく区域区分、用途地域などの諸証明の交付及び開発行為に関する市の副申や、都市施設である道路、公園、公共下水道等の都市計画決定手続に伴う都市計画審議会に関することなどが主な業務でございます。

次に公園緑地係は4名で、都市公園25カ所、児童遊園34カ所、開発公園99カ所、合計の158公園のトイレ清掃や遊具の点検ほか、樹木などの維持管理業務を行っております。そのほか人生記念樹の配付や植樹祭の開催など、緑化推進に係る業務を行っております。

新幹線対策係は3名で、新鳥栖駅周辺の整備に関する業務を行っております。主な内容といたしましては、平成23年3月12日、九州新幹線鹿児島ルート新鳥栖駅の開業後のパーク・アンド・ライド駐車場、在来の新鳥栖駅自由通路、みんなのトイレ等施設の維持管理、JR九州、鉄道運輸機構等との調整及び平成20年に事業認可を受けた新鳥栖駅西土地区画整理事業を来年度完了に向けて業務を行っているとこでございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

はいどうも、ありがとうございました。

∞

議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)

藤田昌隆委員長

それでは都市整備課関係議案の審査を行います。

初めに議案乙第 35 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算 (第 5 号) を議題とします。 執行部の説明を求めます。

野田 浩都市整備課長

議案乙第 35 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算 (第 5 号)、12 月補正予算概要について御説明いたします。

お手元の委員会資料4ページをお願いいたします。

歳出分でございます。

目1. 都市計画総務費で、都市整備課分といたしましては、節2. 給料から節4. 共済費につきましては、都市整備課12名中、新幹線対策係3名を除く9名分の人件費の人事異動に伴う補正でございます。

節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、現在、佐賀県において実施されております 調査委託で都市計画法第 6 条に基づく、鳥栖基山都市計画区域における人口、産業、土地利 用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的、定量的なデータに基づい て都市計画の運用を行うための基礎となるもので、県と市町の折半で 2 分の 1 額を都市計画 区域面積で、鳥栖市、基山町で按分で負担金として支出するために補正するものでございま す。

別紙資料2をお願いいたします。

平成 25 年度都市計画基礎調査概要でございます。業務名が鳥栖基山都市計画基礎調査業務委託。発注者、佐賀県。工期が平成 25 年 5 月 10 日から平成 26 年 3 月 14 日まで。契約金額797 万 8,950 円です。本市負担額といたしまして、契約額の 2 分の 1 の鳥栖市と基山町の面積按分で 304 万 9,175 円でございます。

法的根拠につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。調査項目につきましては、人口調査、産業調査、土地利用調査、建物調査、都市施設調査、交通調査、地価調査、 自然的環境等調査、公害及び災害調査、景観歴史資源等調査の内容になっております。

委員会資料の4ページをお願いいたします。下のほうでございます。

目 6. まちづくり推進費、節 11. 需用費につきましては、鳥栖駅東駐車場、水銀灯 6 基、 6 灯分の電気料金で、光熱水費として決算見込みにより補正するものでございます。

次に委員会資料の5ページをお願いいたします。

目1. 新幹線総務費、節2. 給料から節4. 共済費につきましては、新幹線対策係3名中 1名分の人事異動に伴う人件費を補正するものでございます。

目 2. 新幹線対策費、節 11. 需用費につきましては、新幹線新鳥栖駅周辺駐車場の照明、精算機、新鳥栖駅周辺施設の自由通路エレベーター、エスカレーター、みんなのトイレ等の利用者の増加と周辺道路照明の電気料金で、光熱水費として決算見込みにより補正するものでございます。

節 28. 繰出金につきましては、新鳥栖駅西土地区画整理特別会計への繰出金でございます。 以上、議案乙第 35 号 平成 25 年度一般会計、12 月補正予算の御説明とさせていただきます。

藤田昌隆委員長

はいどうも、ありがとうございました。

説明が終わりましたが、これより質疑を行います。よろしくお願いします。

中川原豊志委員

平成25年度の都市計画基礎調査の分なんですけれども、契約、工期って書いてあるんですけれども、工期が平成25年5月の10日からということなんですが、まず、今の時期に補正に上げるというのが、年当初では、こういう計画はなかったかどうかというのはわかりますか。

というのが年当初でできなかったかというのが一つと、それから法的根拠の中に、おおむね5年ごとにというふうに書いてありますが、この調査がここ数年来、何回目ぐらいなのかというのもわかれば教えていただきたいと思います。

野田 浩都市整備課長

この負担金につきましては、事業費が確定した段階で補正するようにやっております。基礎調査につきましては、直近でいくと平成19年にやっております。過去の分はちょっと調べないとわかりませんので、すいません。

藤田昌隆委員長

中川原議員。資料は要りますか。

中川原豊志委員

はい、できれば、前回、平成19年。その前からずっとやってらっしゃるんであれば、やっぱりその経過とやることによって、例えばどういう調査結果が出たのかというのがわかれば教えていただきたいなと。この調査が今後どういうふうに反映されるのかというところまで、ぜひ教えてほしいと思いますんで、資料等があればお願いしたいと思います。

野田 浩都市整備課長

過去の調査実績でございます。昭和44年、昭和52年、昭和56年、昭和63年、平成5年、 平成11年、平成19年と7回、過去行っております。

その成果につきましては、平成2年12月12日に今の弥生が丘の北部丘陵を編入しております。平成4年に蔵上、平成16年に定期見直しで、流通業務団地、あさひ新町、虹が丘の市街化区域への編入を行っております。直近では、平成19年の12月に新鳥栖駅西、今、区画整理をやっている部分の市街化区域への編入を行っているところでございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

中川原豊志委員

はい。

藤田昌隆委員長

ほかにございますか。

齊藤正治委員

基礎調査っていうのはよくわかるんですけれども、いわゆる先ほどから質問あっております将来の見通しについて、どういう見通しを立てて、例えば人口でも、今ずっと増えてきておるわけですけれども、将来どこまでいって、都市計画を見直していくかっていうことができてないと思うんですよね。

だからその、過去のいろんなその折々に、事業が出てきたのは繰り入れたっていうことで、 都市計画区域内には入ってきたんですけれども、それは先駆的な見方なのか、もうちょっと その、今ここに面積的にいっても、71 平方キロメートルから山林を除いたその四十数平方キ ロメートルぐらいが、田んぼとか市街化区域とか農地とかであるわけですけれども、もうそ ろそろトータル的なね、将来どこまでいくのか、人口減少も当然起こってきてるわけで、そ ういったことを含めて、この基礎調査によりどういう検討をされていくのかっていうのが、 わかれば教えていただきたい。

野田 浩都市整備課長

都市計画の運用指針において、人口及び産業の見通しに基づき、住宅用地、産業用地、商業用地、工業用地の面積を算出するということになっております。

委員言われるように、今は人口が増え続けておりますが、将来的には、増え続けるかっていうのはちょっとわかりかねるところもございます。今回基礎調査のデータでは多分、過去からしても増えておりますので、拡大する傾向にはなってくるんじゃないかなと。

その辺、来年度また設定業務、基礎調査を受けて、調査業務を県のほうが発注されますので、その中で、十分検討してまいりたいと考えております。

齊藤正治委員

人口は今のところ人口問題調査会の予測によれば、平成 40 年かな、そこまで伸びるようになっとるわけですね。

ところが平成 40 年までを伸びるようになっとって、それ以降は、なら下降線をたどらせるのか、それとももう少し上らせていくのか、そういう、どれだけするかというのは恐らく政治力の、鳥栖市そのものがどういうふうな対応をしていくかっていうことだと思うんですよね。だからこうやって県に依頼するのはいいんだけど、その結果として、県が、例えば鳥栖市のことを、どういうふうに見て、これからどういうふうに鳥栖のまちづくり、あるいはそれを起爆剤として、佐賀県全体の浮揚しようとしているのかっていうのがなかなか見えてこないということだと思うんですよね。

特に基山と一体になっている関係もあって、基山のほうは、ほとんどほら、逆に言や減ってきてるわけで。そういった中で、恐らく今みたいに一緒にしたらね、その基礎調査的なものが、別々におそらく、鳥栖市地区は5ですよ、基山地区は5ですよって出すんだろうけど、果たして都市計画区域が一緒になってるからって、本当にそれで将来の見通しを鳥栖市そのものがつけられるかっていうところに、一つは問題があるのかなっていうような気がしますけれども。

その点いかがでございましょう。

野田 浩都市整備課長

都市計画区域面積としては、鳥栖基山都市計画区域となっております。議員言われるように、基山町は多分人口的には減少傾向にあると思われますが、工業、産業、流通部門では、 鳥栖と同じように位置的条件で増えてるのではないかと思われますので、その辺も基礎調査 の中で分析していきたいと思っております。

齊藤正治委員

基山との関係もいいんですけれども、いわゆる小郡と久留米市、その関係も含めて、要は 隣接してるところだから、国道3号とかそういったのが、高速道路とかあるわけですけれど も、要するにそこを中心としてずっと発展してきている話であって、ほとんど鳥栖において は北部、鳥栖市内の北部においては、こうあるんですけれども、大体、飽和状態と言ったら おかしいですけれども、そこに中心的に、今まで発展してきた話が一つあって。

やっぱりその南のほう、隣接する小郡とか久留米市とかというところには、やっぱり発展 してきてないというか、もうただ単なる昔といっちょん変わらんような町並みがいまだかつ てあるということぐらいしかないかなという気がするわけですね。

だからそういったことも含めて、トータルとして鳥栖をどうしていくかっていうことをき ちんとこの中で、おはかりはしないけど、後はもう市長がどう考えるのかっちゅう話もある とかもしらんけど、やっぱり担当課としては、そこら辺も含めて検討をしていっていただけ けらばと思いますけど。

藤田昌隆委員長

齊藤議員、よろしいですか。

齊藤正治委員

はい。

藤田昌隆委員長

じゃあほかに。

江副康成委員

すいません、先ほどの答弁で、基礎調査は過去7回行われたということで、基本的にこういった情報を経時変化、ずっと追っていくことにおいて非常に見えてくる部分あるんですよね。

ちょっとすいません、質問の前にちょっと長くて申しわけないけれども、例えば平成2年に弥生が丘に編入されました。編入されたあとに交通量の調査もやるわけだから、どういう影響を受けるかとか、いろいろ人口の増減とか、どういう影響あるかとあるわけですよね。 例えば直近の新鳥栖駅できて、どういう影響あるか。そういう経時的な過去からのずっと変化を追えるような使い方とかなさっているのかなというふうに思うんですけど。

藤田昌隆委員長

これは……、よろしいですか。

野田 浩都市整備課長

基礎調査の調査結果によることじゃなくて、交通量なんかはセンサスがございますんで、 その中で十分分析されているものと考えております。

江副康成委員

結局、センサスとかいろいろ、そこの部分見りゃそうなんですけれども、鳥栖市全体の都市計画、都市計画の基礎調査、これですね。だから同じ尺度で、同じところで鳥栖の面積は、形は変わらないとして、そういったところのいろんな変化がありますよね、5年ごとにやられたときの大きなトピックスみたいなやつが。それがどういった周りに影響及ぼすかというような、そういう検証をこれでやらないと。せっかく過去からずっと経時変化あったときに、余り効果的な使い方じゃないんですよ。

だからそういったところの使い方を、鳥栖市、あるいはその県でもいいんですけれども、 そういったような、成果物みたいなやつはないんですか。

野田 浩都市整備課長

県によります、都市計画区域マスタープラン。鳥栖基山を含む東部地域のマスタープランというのがございますんで、その中に反映されているかっちゅうのはちょっと定かでございませんけど、今のとこございません。すいませんどうも。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

それでは……。

西依義規委員

先ほど齊藤委員からのお話の続きじゃないですけれども、例えば、県からこういうふうに 基礎調査を5年ごとにされている。例えば鳥栖市として独自に、小郡とか久留米も視野に入 れた調査とかをされてるのかどうか、まったくしてないのか、それをお聞きします。

野田 浩都市整備課長

県境を挟んでおりますので、こういった都市計画に関する基礎調査といわれるものは、小郡、福岡県側との整合性はとっておりません。

西依義規委員

じゃあ今後もその必要はないと思われているのか、必要あると思われてるのか。

野田 浩都市整備課長

西依議員さん言われるように、必要であると認識しております。

ただ都市計画には農林漁業との調和を図るという部分がございまして、むやみに農振、農地をつぶすのが、編入するのが、一番ネックな問題になっておりますので、その辺も考えていきたいと考えております。

西依義規委員

県に倣えは、ルールとしてはいいんですけど、やっぱりこれから鳥栖市としてどうその先を見ていくかっていう部分で、その調査が、例えばここに 790 万円かかる、いや鳥栖市としても独自にやっぱりやっていく必要があるだろうっていうふうに僕は思うんで、そういったところを、もし県からのあれがないんで、違うんででは、多分今まで通りだと思うんで、何かな、そういうオリジナル、それこそ私は鳥栖市らしい鳥栖スタイルだと思うんで、そういったところをやはり、都市計画の時点からしか始まらないと思うんで、ちょっと要望チックになりますけど、そういったことをお願いします。

以上です。

藤田昌隆委員長

答弁いりますか。

西依義規委員

いいです。

藤田昌隆委員長

はい。ほかにはございませんか。

[発言する者なし]

なければ、本案に対する質疑を終わります。

ちょうど時間になりましたので、暫時休憩といたします。

午後〇時休憩

 ∞

午後1時10分開議

藤田昌隆委員長

それでは、再開をいたします。

議案乙第 38 号 平成 25 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計補正予算(第2号)

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第38号 平成25年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

執行部の説明を求めます。

野田 浩都市整備課長

議案乙第 38 号 平成 25 年度新鳥栖駅西土地区画整理特別会計補正予算 (第 2 号)、12 月 補正予算概要を御説明させていただきます。

委員会資料6ページをお願いいたします。

歳入分でございます。目1. 一般会計繰入金、節1. 一般会計繰入金につきましては、人 件費補正に伴う一般会計からの繰入金でございます。

次に歳出分でございます。目1. 土地区画整理事業費、節2. 給料から節4. 共済費につきましては、新幹線対策係3名中、2名分の人件費で人事異動により補正するものでございます。

以上、議案乙第 38 号 平成 25 年度新鳥栖駅西土地区画整理特別会計 (第 2 号) の説明を終わります。

藤田昌隆委員長

はいどうも、ありがとうございました。

これより質疑を行います。

[発言する者なし]

ないようでしたら、本案に対する質疑を終わります。

∞

議案甲第 41 号 鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例

議案甲第 42 号 鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

続きまして、議案甲第 41 号 鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例及び議案甲第 42 号 鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

野田 浩都市整備課長

議案甲第 41 号 鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例の概要について御説明いたし

ます。

条例案の資料1をお願いいたします。

改正理由、使用料の見直しについて。これまで都市公園条例は、電気通信事業法施行令第 5条に規定する電柱等使用料をもとに使用料を定めてきました。

今回、市内の地価水準を算定基礎として改正される道路占用料に準じて都市公園、公園使用料を改正するものでございます。市内の都市公園、25 公園が対象となります。34 児童遊園、99 開発公園の使用料は、これまでと変わりませず、行政財産使用料条例の適用となります。また、佐賀県及び県内 9 市中、8 市においても、地価水準を算定基礎とした使用料へ改正されているところでございます。

消費税率の改定でございます。 9条第2項の改正を現行100分の105を乗じた額から100分の8を乗じて得た額とするものでございます。施行日が平成26年の4月1日となります。 次に議案甲第42号 鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例でございます。

条例案資料の2をお願いいたします。

改正理由でございます。平成 26 年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が合わせて 8%に引き上げられることから、条例を改正するものでございます。

内容といたしましては、別表の改正でございます。資料2の改正の駐車場が2カ所ございます。鳥栖駅東駐車場と鳥栖市新鳥栖駅西口駅前広場駐車場、駅に一番近いフラップ式の駐車場でございます。

改正内容でございます。 鳥栖駅東は 3 時間 100 円、 3 時間から 6 時間 200 円はそのままでございます。 6 時間から 24 時間の 300 円もそのままでございます。 6 時間を超え 24 時間が500 円から 510 円となります。

新鳥栖駅西口駅前広場の駐車場につきましても、今までどおり 30 分は無料でございます。 30 分から 1 時間は 100 円です。 1 時間から 3 時間までも 300 円で変わりございません。 3 時間を超え 6 時間につきまして 600 円が 610 円。 6 時間を超え 24 時間以内が 1,000 円が 1,020 円となります。 24 時間を超える場合は、同じく 1,020 円を加算されることになります。

同じく施行日が平成26年の4月1日からでございます。よろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

[発言する者なし]

ありませんでしょうか。

齊藤正治委員

駐車場条例ですね。駐車場条例の鳥栖駅と新鳥栖駅のこの利用台数、年間で結構でござい

ますけれども、利用台数と、それとこれはまったく別件になるかと思いますけど、新鳥栖駅 と鳥栖駅の乗降客数、今じゃなくてよかけん、あとで分かったら調べて……。

そすと新鳥栖駅の固定的な……、第1駐車場っちゅうのか、第2駐車場かよくわからん、常に満杯なところがあるわけですよね。そこが固定的な車がとまってるのか。それともう一つ、市外と市内のそういうとの調査、してあるならば、ちょっと資料をお願いをしたいと思います。

藤田昌隆委員長

これは委員会として資料を要望をしたほうがいいということですか。

齊藤正治委員

当然そうなると思いますけど。(発言する者あり)

藤田昌降委員長

それでは、ちょっといいですか。今、言われてもあれですんで、これ、委員会終了後、も し提出がすぐできるんでしたら、また、あしたにでも配付をお願いしたいんですが。できま すか。

松田和敏建設部長

お尋ねになられた資料につきましては、あしたの総括前までには提出させていただきたい と思っております。

藤田昌隆委員長

よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

すいません、電柱関係のとこなんですけれども、資料1ですね。改正内容の表なんですけれども、これ電柱標識1本1,500円ってあって、改正後が電柱、電話柱、その他の柱類、それから共架柱っていうんですか、この4項目すべて今まで1,500円というふうな見方に見えるんですけれども、その表の見方でよろしいんでしょうか。

野田 浩都市整備課長

はい、各1本、1本、電気事業法では占用料を取っておりました。(発言する者あり)標識も1,500円でございます。

中川原豊志委員

標識、その他の柱類、今回改正が 67 円。共架柱っていうんですか、1 メーター当たり、これ 7 円。この 7 円のも、今までは 1,500 円いただいとったということでしょうかという質問なんですが。

野田 浩都市整備課長

失礼しました。共架柱というと九電とNTTが一緒に共架してる部分とかもございます。 それは電柱を建柱したほうが 1,500 円を払うようになっております。

中川原豊志委員

要は、この表でいきますとね、この 4 項目がすべて 1,200 円、670 円、67 円、7 円って変わってるのに、改正後ですね。改正前は全部 1,500 円になってるというふうに見えるんですけれども、すべて 1,500 円いただいとったんですかという質問なんですが。

古賀芳次都市整備課長補佐兼公園緑地係長

お答えします。

1,500 円の分の横並びは電柱の1,200 円、電話柱の670 円が今回1,500 円から移行するということなっております。下の柱類、それから共架。共架につきましては、公園のほうでは取っておりません。

先ほど課長が申し上げたように、電柱の持ち主NTTか、九電かということで取っておりますので、この共架柱については公園ではありませんでした。あとその他の柱類というのは、 鉄塔とかそういうふうなものでございまして、これについては、別途定めておりましたので、 それが変わるということになります。

中川原豊志委員

別途定めているんであれば、資料のほうをきちんと整理するべきだというふうに思うんで すが、いかがですかね。

藤田昌降委員長

何かありますか。(発言する者あり)

きちんと執行部のほうから説明をお願いします。

松田和敏建設部長

議案書 21 ページのほうに議案甲 41 号ということで、別表中ということで、これが旧の、 改正前の分でございまして、改正するということで、簡潔にちょっと主なものを挙げており ましたので、また、整理して、合わせて表を提出させていただきたいと思っております。

藤田昌隆委員長

はい、よろしくお願いします。

そしたら、きちんとした、また表で再度提示ということでよろしいですね。よろしいですかそれで。

中川原豊志委員

はい。

藤田昌隆委員長

ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

なければ、本案に対する質疑を終わります。

∞

陳情協議(都市整備課)

陳情第21号 新鳥栖駅周辺の環境整備に関する要望書

藤田昌隆委員長

次に当委員会に送付されております陳情第 21 号 新鳥栖駅周辺の環境整備に関する要望 書について協議を行います。

この陳情につきまして、御意見等がございましたら御発言をお願いします。

江副康成委員

まず執行部のほうから経緯等含めて御説明いただければと思いますけれども。

藤田昌隆委員長

それでよろしいですか。

野田 浩都市整備課長

要望書を読み上げたほうがよろしいでしょうかね。(発言する者あり)

市民団体、四阿屋会から新鳥栖駅周辺の環境整備に関して、出されております要望書の趣旨を読み上げたいと思います。

九州新幹線が開通し……。(発言する者あり)趣旨……。要望案についてでございます。

大きく3つ要望されております。新鳥栖駅東側の安良川の土砂堆積等の除去。あと2番目が都市公園の朝日山の整備。第3案が新鳥栖駅前の浦田川の同じくしゅんせつ、景観の分でございます。

今現状の市としての取り組みといたしましては、現在、新鳥栖駅周辺での整備といたしまして、本年 10 月の植樹祭で新鳥栖駅東口のロータリー内に、夏に花をつけるヒメシャラ、サルスベリ、モッコク、3本の植樹を行いました。また、新鳥栖駅西土地区画整理地区内に2カ所の公園がございます――につきましても、今年度末には一定の整備が完了いたします。

朝日山公園につきましては、今議会で江副議員からの一般質問で御答弁いたしましたよう

に、展望台のリニューアル、原古賀口東側山麓の19本のシダレザクラ、周辺の雑木の伐採、 支柱の設置等を一部行っているところでございます。朝日山公園全体の整備につきましても、 先に行った大規模な生活環境保全林整備事業から25年が経過し、管理用道路、階段等の傷み や生い茂った常緑広葉樹等で遊歩道が薄暗い印象を受ける状況となっております。昨年から 農林課を通じ、鳥栖農林事務所と現地踏査等を行い、協議を重ねているところでございます。

本年、県で取り組む事業としての朝日山生活環境保全林整備計画が作成され、環境保全林 整備事業での、平成26年度事業計画が、概算要望がなされているところでございます。

また、一級河川安良川、浦田川のしゅんせつ、河川の整備につきましても、10月に河川管理者の土木事務所と現地踏査等を行い、新幹線駅周辺と河川、朝日山公園との一体的な整備の必要性について、十分理解されているところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

今、説明がございましたが、何か御意見等ありましたらお願いします。

内川隆則委員

どういうふうに発言していいのかちょっと……。こういう事案について、どういう議論をして進めていいのか、意見を言っていいのかわかりませんけれども、こういうたぐいの話というのは、もういっぱい各地で聞くわけですよね。ですから、もうすでにされている人たちもあるでしょうし、個人的にされているような人たちもあるし。少年野球や老人会やという具合で、資金集めにしてやらっしゃるようなところもいろいろあるわけですよね。

ですから、せっかくこういう組織をつくられて、そういう要望が出るならば、私から言わせりゃ、そういう人たちは前段言ったように、たくさんいらっしゃるので、自分たちが手本を見せて、こういう努力を年々通じてやっておりますというふうなことをしっかり実績を積み上げた上で、それでも、なおかつ市としても協力いただきたいというふうなことが順序じゃないかというふうに思いますが、どういう意見を言っていいのかわかりませんけれども、ちょっとそういう感じがいたします。

藤田昌隆委員長

ありますか、何か、今の内川議員の。

自由討議という形になりますが。

江副康成委員

今回、この件ちょっと私も関係してる部分もございまして、自分のことに置きかえ、自分 のことと思いながら、ちょっと発言しなくちゃいけない部分もあるのかなと思っております。

今、内川議員の御意見に対する、この提案を出したほうの立場ですか、いうところから言

いますと、まず、今回この要望書のほうに添付資料という形であったもんで、要望の中に、 3つの中に入ってませんけれども、鳥栖健康ロードの設定の要望というやつも合わせてつい ておりまして、その前提として安良川の流域にコスモスロード、今までアシ、ヨシが生い茂 ったところを草刈機で刈って、根をはいで、そこにコスモス植えて、花が咲いた後に、今ま た菜の花の種を植えているという状況で、そこに行き交う皆さんに対して、非常に感謝って 言うかな、よくなったねという表の言葉をかけていただいておりまして、そのあとに、こう いった道が、まず、当然、こないだの、当然、鳥栖市内にはこのほかに秋光川だとか、東公 園、ベストアメニティスタジアム、いろんなところに、皆さんが散策というか、ウォーキン グされてるとこいろいろあるんですけれども、まず身近な自分たちのところから始めようと いうことで、そういった意味じゃ、既に夏暑いときでも汗をかきながら、だんだんボランティアも集まって、大きな輪になってやっているというような状況でございます。

そうした中において、冒頭ありましたように、この会のもともとの皆さんの一つの気持ちとして、新鳥栖駅ができましたと、そしてハイマットもできましたと、そういう中において、その近くの整備がなかなか追いつかないんじゃないかと、そういったところでこうすればいいんじゃないか、ああしたほうがいいんじゃないかと、いろいろと意見があるところを皆さんで一つ何かまとめられて、こういう形の要望という形で出したというような経緯になるかと思います。

実際、今、執行部のほうから御説明あったように、執行部のほうも、市あるいは県とタイアップしながら、どうにかして佐賀県の玄関口、西九州の玄関口を整備しなくちゃいけないというようなところで、一生懸命されてるとも、課長さん自ら作業服に着替えられて、陣頭指揮、現場されているような光景も見られますし、大いに一生懸命されてるというとこわかるんですけれども、そういったところを皆さんに、この場合は、議会の皆さんに、知っていただきたいということで出されたというそういう経過と思います。

以上です。

藤田昌隆委員長

今、江副議員の発言と内川議員の発言と。違いは、内川議員は、自分たちで最大限努力した上で、こういった要望書を出してくださいというお考えかなと思うし、江副議員は、ある程度やってるという御意見、それと私、ちょっと私の感じたことをちょっと申しますが、この要望書の中で、執行部として、かなりきちんと対応されてるというような感じを受けたんですよね。

この要望案がすべて通るとは思ってらっしゃらない、通ると思ってはいないと思うんですが、私、要望案に対するある程度のいろんなきちんとした回答は、今先ほど執行部のほうか

ら説明ありましたように、ある程度はできてるんじゃないかなという考えでございます。

私が言っていいのかわかりませんが、そういうことで、これは当然、この協議した結果を 四阿屋会、志藤さんですか――のほうに返答を申し上げるということですんで、先ほどの執 行部の回答を、回答というか説明あった分をまずお返してみて、そして、それからもう1回 御意見があれば、出してもらう形がいいんじゃないかなと私は思ってるんですが。

ほかの人、ございませんか。

中川原豊志委員

要は新鳥栖駅前をもっとやっぱり鳥栖市の新しい顔として、進めていくに当たって、こういう要望が出てきているのかなというふうに思っております。ですから、あそこの区画整理あたりが確かに民地の分野が多くて、なかなか市の指導でまちづくりというのが少しできづらいところがあるのかもしれませんけれども、やっぱり全体を含めて、本当に新鳥栖駅前が鳥栖市の新しい顔になるような施策、計画を市中心に進めていただきたいというふうな要望かなというふうにも思いますんで、そういったところを踏まえた中での事業推進を進めていただきたいというふうに私は思います。

齊藤正治委員

これ、きょう今回たまたま新鳥栖駅前の話で、要望書、朝日山、安良川、過去にも、ずっといろんな鳥栖市内の団体からも、行政からも、県あるいは、県については県に要望をしてきてるところですので、先ほど来年度から環境整備の事業を県のほうで取り組まれて、確定してるかどうかわかりませんけれども、そういったことの動きの中で、順次進められていく話ではなかろうかと思います。

だから時間と金とおそらくかかりますので、四阿屋会としては、自分たちのテリトリーを きちんとしていってもらっていさえすれば、順次成果がでてくるようなことではなかろうか と思いますので、よろしくお願い……。

西依義規委員

ということは、この要望をこの委員会で諮って、協議して、やっぱり推し進めるべきだっていうような同意をつけて、それを県の農林課とかに、もう1個要望、要望の先のまた要望というふうにしていくっていうことですか。

今の齊藤委員の話がちょっとよくわからないんですけど。

齊藤正治委員

新鳥栖駅周辺につきましては、いわゆる河川が県、朝日山そのものは市というのがあって、 もともと朝日山公園は25年前に生活環境保全林という県の事業で全部、全体を整備されてき てる。それがおそらく5年か10年ぐらいは県で維持管理してたんでしょうけれども、その後、 市が引き受けて、なかなか全体を見るには予算が乏しいということで、今みたいな状況になってる。

県に一応、過去ずっと、都市整備のほうも要望されてきたと思うんですけれども、朝日山も含めて、河川の安良川をもうちょっと親水的な公園みたいな形の河川整備をしていただけないだろうかということを、要望を、それぞれいろんな団体が出したり、行政が出したりしてるわけですよ。

それが少しずつ花開いてきている、まだ花まで開いとらんばってん、そういうことだから、 地道なそういった要望活動も含めて、四阿屋会は四阿屋会としての活動も含めて、そういっ たのが必要ではないでしょうかということ。それがやがては実が結ぶということで、よかで しょうか。

西依義規委員

四阿屋会さんの要望は、鳥栖市だけでできることと、鳥栖市ではできないことがあって、 鳥栖市だけでできることについてはこちらが受ける。それ以外は、県のほうにはだれかがま た流すということということですか。

齊藤正治委員

一応要望書ですから、これ市に対する、これ議会に出していただいてますけれども、行政 の市長宛にも出されてるわけですね。だから議会としては、これをここでこう……。

結局、予算をつけて事業化するのは市の執行部がするわけで、それをするためには、議会でもこういう議論しながら、執行部にお願いをしてくださいという話で要望書を出されているということです。

あとは早うするか、全然せんかというのは、市の考え方と県の考え方をともになったとき に、一緒にしようじゃないかといったときに事業化として初めてなるということ。

よかでしょうか。そんな説明で。

藤田昌隆委員長

御理解できましたでしょうか。

西依義規委員

まあ、はい。

野田 浩都市整備課長

この要望書なんですけど、土木事務所のほうにも同じやつを提出されております。

藤田昌隆委員長

要するに、県とか、その担当部署っていうか、そういうところにはきちんとこの要望書も 提出してるし、そういう、全然無視とか、そういうものはしてなくて、きちんと検討をされ てるということは、今はっきり確認はできたと思うんですが、いかがでしょうか。

西依義規委員

要は、この委員会に何の意味があるのかがちょっと僕わかんなかったんで、出す意味っていうか、協議する意味がないっていうことでしょ、要は。違いますかね。

藤田昌隆委員長

いやいや。

協議する意味がないっていうんでしたら、最初からこれ建設経済常任委員会に振られても、 その時点で拒否するべきでしょうけど、これは市民の声でもあるし、そういうことで無視は できないということで、要望書とかいろんなものは各担当の委員会で検討した上で、ある程 度、道筋を要望された方にお示しするという大きな役割はあるんですよね。

だからその意味がないというんでしたら、もう最初からこれは委員会のほうにはいただき ません。

西依義規委員

言い方が悪かったです、すいません。「意味がない」は訂正させていただきます、すいません。

では、私はこれを鳥栖市全市的に推して整備することには、ちょっと私は躊躇したいほうということの意見はいいんですかね。

藤田昌隆委員長

それは結構です。

西依義規委員

じゃあそうさせていただきます。

森山 林委員

本来なら、以前は要望書だけで、議会は議会として配るだけやったばってんが、政策協議会っちゅうか、幹事会っちゅうですか、それをつくって、この協議会でした上で、この問題は委員会で議論したらどうだろうかということで今なりましたので、ずっと以前は、もう要望書は要望書で皆さま方の机の上に配付されたばっかいやったです。それを一歩進んだ中で、少しこの委員会で受けて議論をしようということになったのが一つの経過と思いますので、幾らか以前よりも、話す、こういった中身についても、議論する場ができたと思います、これは。

藤田昌隆委員長

はい、ありがとうございました。

そういうことで、要するに市民の声をきちんと、上がってきた分に対しては誠実に応えよ

うと、きちんと精査した上でっていうのが大きな流れでございます。

ぜひ御理解のほどよろしくお願いします。

江副康成委員

すいません、2度目なんですけれども。

今、委員長のほうから言われたように、新鳥栖駅周辺に住んでる者から見たところの市民 の声という形にはちょっと限定されてしまうかもしれません、四阿屋会のそもそもの構成か ら見てですね。

そういった中において、その周辺の整備状況、市あるいは県の動きをにらみながら、そして今、冒頭から言われたように、自分たちでできるところは自分たちでやってみらんかというところで、まずできるところで安良川の堤防整備っていうか、そこに花植えてとかいう形でやりながら、ただ自分たちの限界と、市民のボランティアの限界というとこもありますので、そういう県の動き、市の動き、そういったところをある意味じゃ自分たちはこういう形で望んでますよと、それがそのままストレートに反映されるとこまでは思ってないでしょうけれども、十分そういった御意見、そういった環境に関心があって実際に行動やっている人間として、ここから先、ぜひやられるんだったら頑張ってやってくださいねと、自分たちも応援してますよというような意味合いで受け取っていただきたいというような趣旨で御理解いただければありがたいかなと思いますけれども。

内川隆則委員

前段話しを、今された話はね、したしたしたって言うばってん、何も書いちゃなかわけよね、した実績がなかわけよ、ね。だからその辺はさい、何月何日、何十人で何をやりました、何月何日、何やりましたっちゅうばあっと実績ば載せた上で、こんな努力を我々……――待ってんか――やっていますが、これだけでは、我々の力には及びませんというふうなことでもって要望したいというふうな説得力あるようなやつを示さんとでけんと思うじゃん。

その証拠にね、こん志藤さんや牛原ん区長とか宿の区長とか肩書ば書いちゃっがさい、これはみんな部落の、区の同意がくさ、あって、区民も、牛原てん宿てん養父てん全部協力してもらいよいよというふうな意味合いで、肩書書いちゃんのか、俺はそういう意味しか取れんように見方するたいな、一番最初。志藤さん初め佐藤さんと。

そいけん、そういうやつじゃなくて、これはもうほんな個人的につくり上げられた組織じゃろうと思うっちゃんね。

例えばさい、宿の老人会が朝日山の肥料やりてん何てんしよっちゃっちゃんね。そりゃ幾らか金は市からもらいよろうばってんが。そいばってん、もう大変っち、老人会だけじゃ。 もう苦になってでけんじゃっちゅうていうて、今はどぎゃんなっとか知らんばってん。そう いうふうな、一方では話はあるたいな。それで一方では、宿の区長さんが、このごろからなっちゃっぱってんが、名ば連ねっちゃっがくさい、何かどこまでどぎゃんなのかっちゅうのがくさい、わからんしね。

やっぱりきちんとした実績を持って、これだけではもう我々の限界と。もう少し、これ以上市としても全体で協力してくれんかというようなやつがあったほうが、説得力があるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

江副康成委員

今の部分、一つは、今回、これは内部の名簿をそのまま添付してしまったということで、 今言われたところの、もうちょっとね、出すときに、今みたいな配慮を考えて、どういう出 し方すればよかったかというところはあると思います。それは率直に内川議員が言われると こだと思います。

あと一つ、その実績部分、実績の部分はこれ、添付資料という形で、ちょっと別途になってしまってるもんで、あれなんですけど、諸報告の中にも、鳥栖健康ロード認定申請の提案という形で、先ほどから私も言いましたけれども、ずっとことしの夏初めから、ずっと取り組んでいってやったところの経緯も含めて、及び今後、健康ロードマップっていう形で、実際にこれよかろうと思ったコースを設定して、そこにコロコロ、コロコロを実測して、時間計って、歩数を測って。それが、完璧にいいやり方がどうかわかりませんよ。ただ、自分たちで考えて、こういうこともよかろう、ああいうこともよかろうと、ぜひそういったところを我々はいいと思っているから、市としても、認めてもらって、後押ししてくれませんかというような御提案なんですけれども。

そういうような努力はしてるということは、ちょっとこの今回出てる要望書の中には、添付書類っていう形で真正面から入ってませんけど、そういった部分はこちらのほうについているということをちょっと御理解いただきたいなと思いますけれども。

藤田昌隆委員長

内川議員、よろしいでしょうか。(発言する者あり)

実測してコロコロ計ったから、それがっていう話じゃないと、私はちょっと正直言って、 先ほど……。私の意見言っていいのかな。よろしいですか。だめ。

これは自由討議でいいですんで、ちょっとすいません。やっぱり内川議員が言われてるのは、例えば、アシを刈るとか、何月何日、何時から何時まで、何名でしたとか。

先ほどコロコロでしたっち。それは、それと実績は違うんですよね、それは。それは要望 するための努力であって、その前の地道な努力が欲しいと、私は、いうことを言われてると、 内川議員は言われてるんで、その辺を、ぜひ加味された上で、ぜひまた地元に持って帰って 話し合いをするなり、要らんことでしょうが、そういうことでよろしくお願いしときます。

江副康成委員

今ちょっと言われた部分は、本当詳細な作業日報含めて、もうつくられてるんですよ。ただ提出してないだけであって、そういったところの活動の記録みたいなやつは、本当私から見て、私はあんまりレポートうまくないですけれども、完璧に近いような形でされてますんで、もし御必要であれば、委員会に提出するようにお話しさせてもらっても構いませんけどですね。そのくらいございますよ。

以上です。

齊藤正治委員

委員会で決めにゃいかんことは、もちろんそれわかるんだけど、あんまりこのことよりも、 これをこのままの形で、例えば、執行部に対して送付するのかしないのか。

これ今うちの委員会で議論してるだけの話であって、執行部にこれやりますよって言った わけでも何でもない。だからそれを、だからどの部分かを外すのか外さないのか、全部をす るのか。そういったことを決めてもらって……。いいことだから、悪いことだからっていう ことはあるんでしょうけど。そういう話でいいんじゃなかろうかと思うんですよね。

うちがこれを全部、そんなら全部いちいちこう精査してから出すわけでもないわけだと思 うんですよ。

藤田昌隆委員長

ということは、要するにこの要望の中で、ピックアップしてということですか。

齊藤正治委員

要望書をこれいただいていますよね。だからこれを全部、例えば、執行部に送付いたしますと。こうやって執行部のほうで、検討をされますでしょうから、今後はですね。そういうやつを、文章を、この四阿屋会に議会としては返すわけですよね。ぎゃんして、慎重に取り扱っておりますということをですね。

だから、うちでこれはするしないということを決めるわけじゃなくて、このままとりあえずは送ろうかとか、やめとこかとか、そういうことを一つ決めてもらえさえすれば、するかしないかそれだけ。

藤田昌隆委員長

要望書の中身見ますと、何とかロードとか、そういういろんな多分野にわたって、要望は されてますんで、当委員会で協議するのは、その中の、例えば建設部に関係ある、川底の堆 積がたまってるとか、そういう、アシがいっぱいはあるとか、あと川に下りるための階段を つけるとか、そういう建設部に関することだけのものを委員会として、お渡しするということでよろしいですか。それしかないと思うんですが。

江副康成委員

今言われたとこからすると、今、委員長が言われたのは建設課の関係ですね。例えば、公園の整備とか、そういったとこは都市整備課であって、おおよそ大体この建設部、この委員会に関係してるところばっかりなのかなと思いますけどですね。内容的にはですね。

樋口伸一郎委員

ちょっとお話をしてもよろしいでしょうか。

今の、ずっとお話を聞かしていただいてたんですけど、議長の話を初め、部署部署のもち屋もち屋というか、そういった、今ここでできること、執行部としてできること、この議会といいますか、この委員会でできることとか、団体さんでできることっていうのがあるかと認識したんで、内川議員がおっしゃるように、まずはそのボランティア団体でできることをやったり、その実績を上げてくるとかそういうことも踏まえて、朝日山はこの鳥栖でできるけれども、河川に関しては県というところもあるんで、鳥栖市で、執行部でこの部分だけを行ってほしいとか、この部分だけを力を入れていけたらいいんじゃないかっていうのをこの委員会で話し合うような認識をしてしまったんですけど、それはよろしいんでしょうか。全体の流れで。

藤田昌隆委員長

私、一番最初に執行部が話された県の対応とか、その辺は返答ありましたよね。その部分をまず返してみて、四阿屋会に。そうした上でもう1回、もっと違う形か、同じ要望がそのまま出てくる可能性はもちろんありますが、先ほどの執行部が答えた、私は回答を返したらいいんじゃないかなというふうに、かなり、いつもの執行部の答えより、具体的に、もう対応されてるというのははっきりしてますんで、私はそれでいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

では、一応、私が結論出していいのかどうかわかりませんが、執行部が答えてくれた回答 を当常任委員会としては、お返事申し上げるという形でよろしいですね。

異議ありですか。

齊藤正治委員

ちょっと休憩を。

藤田昌隆委員長

はい、休憩です。はい。休憩します。

午後 1 時 56 分休憩

 ∞

午後 1 時 58 分開議

藤田昌隆委員長

再開いたします。

以上で陳情第21号についての協議を終わります。

藤田昌隆委員長

次に国道・交通対策課関係の議案の審査に入りますので、準備のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時 58 分休憩

午後2時11分開議

藤田昌隆委員長

再開します。

 ∞

国道 · 交通対策課

職員紹介、事業概要説明

藤田昌隆委員長

付託議案の審査の前に、職員の方の御紹介と国道・交通対策課の概要について御説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

古賀和教国道・交通対策課参事兼課長補佐兼国道・交通政策係長

皆さんこんにちは。

国道・交通対策課参事兼課長補佐兼道路・交通政策係長の古賀和教と申します。微力ではありますけれども、市政発展のために一所懸命頑張りたいと思っております。議会の皆様の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

杉本修吉国道・交通対策課国道・交通政策係主査

こんにちは。

国道・交通対策課主査をしております杉本と申します。これから、私も一緒に頑張ってま いりたいと思ってますので、どうぞよろしくお願いいたします。

小柳 誠国道・交通対策課長

国道・交通対策課の概要説明を小柳がいたします。

国道・交通対策課は1係5名で業務を行っております。

主な業務として4つあります。

1つが国道、県道の調整に関することです。国道については、国道3号の事業化、事業区間の早期事業完了、未整備区間の整備計画の策定及び国道34号の交通安全対策の早期整備、バイパス等を含めた整備計画の策定等を国等へ要望を行うとともに、国との事業調整を行っております。県道については、事業区間の早期完了と未整備区間の整備計画の策定を県等へ要望を行っております。

2つ目がバス路線に関することです。市内を運行するバス路線の運行事業者に対し、補助金を交付するとともに、バス路線の維持を図り、身近な公共交通機関として交通弱者の移動手段確保につながるよう取り組んでいます。ミニバスにつきましては、鳥栖市地域公共交通総合連携計画に基づき、交通空白地への対応として、鳥栖、田代、基里、旭地区の一部を循環するミニバスを運行しております。また、バスマップ等や公共交通ニュース等によるバスに関する情報提供を行い、利用者拡大に努めております。

3つ目でございます。3つ目は都市計画道路等に関することです。都市計画道路の見直し 検討懇話会の提言を受け、平成22年度に策定した見直し計画に基づき、計画変更、廃止となった路線について、国界等との関係機関協議を進めております。

4つ目でございます。鳥栖駅周辺の整備に関することです。駅利用者の利便性の向上を図

るため、鳥栖駅周辺の交通状況を調査し、現状の課題の整理を行い、まちづくりの方向性を 検証しているところです。

以上が国道・交通対策課の業務の概要です。

藤田昌隆委員長

はいどうも。

∞

議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)

藤田昌隆委員長

それでは国道・交通対策課関係議案の審査を始めます。

議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

執行部の説明を求めます。

小柳 誠国道·交通対策課長

平成 25 年度 12 月補正予算概要、国道·交通対策課分について御説明させていただきます。 委員会資料の 7 ページをお願いいたします。

一般会計歳出分でございます。

目1. 都市計画総務費、節. 給料、職員手当等、共済費につきましては、国道・交通対策課5名分の人事異動に伴う補正でございます。今年度より当課が設置されたため、職員手当のうち管理職手当等分が主な増額となっております。

次に同じく目1.都市計画総務費、節.負担金補助及び交付金につきましては、県営建設事業街路調査負担金として、全体事業費350万円のうち、15%の52万5,000円を負担するものです。事業内容につきましては、県道鳥栖田代線の姫方交差点について、渋滞を解消するための検討を行うとともに、交通量調査として、姫方町、田代新町、曽根崎町、曽根崎西の各交差点4カ所について、交通量調査を実施すると県より聞いているところです。

以上、12月補正予算の国道・交通対策課分の説明を終わります。

藤田昌隆委員長

はいどうも、ありがとうございました。

これより質疑を行います。

[発言する者なし]

ありませんでしょうか。

[発言する者なし]

質疑がなければ、それでは、国道交通対策課関係議案の質疑を終わります。

∞

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 これをもちまして本日の委員会を散会といたします。

午後2時17分散会



平成 25 年 12 月 19 日 (木)

1 出席委員氏名

委員長 藤田 昌隆 副委員長 江副 康成

委員 森山 林 齊藤 正治 内川 隆則 中川原豊志 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

環境経済部長兼上下水道局長 立石 利治 境 対 策 課 長 槙原 聖二 農業委員会事務局長兼環境経済部次長兼農林課長 大坪 正 商 工 振 興 課 長 佐藤 道夫 工 観 光 労 政 係 長 道宜 商 向井 企 業 <u>\</u> 地 係 長 下川 広輝 上下水道局次長兼事業課 長 佐藤 敏嘉 下 道 局 管 長 岩橋 浩一 上 水 理 課 IJ 総 務 係 長 楠 和久 建 設 部 長 松田 和敏 建 部 次 長 兼 建 設 課 長 橋本 有功

4 議会事務局職員氏名

市

道

整

交

備

対

通

課

課

策

長

長

野田

小柳

浩

誠

都

玉

議事係主査 横尾 光晴

5 審査日程

現地視察

新産業集積エリア (幸津町)

農業集落排水施設(於保里、下野)

新鳥栖駅周辺 (原古賀町)

議案審査

議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)

議案乙第37号 平成25年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)

議案乙第38号 平成25年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計補正予算(第2号)

議案乙第39号 平成25年度鳥栖市水道事業会計補正予算(第1号)

議案乙第 40 号 平成 2 5 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

議案甲第34号 鳥栖市衛生処理場設置及び使用料条例の一部を改正する条例

議案甲第36号 鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第37号 鳥栖市地域休養施設条例の一部を改正する条例

議案甲第38号 鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例

議案甲第39号 鳥栖市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

議案甲第40号 鳥栖市農業集落排水施設整備事業分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第41号 鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例

議案甲第42号 鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例

議案甲第43号 鳥栖市道路占用条例の一部を改正する条例

議案甲第44号 鳥栖市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

議案甲第45号 鳥栖市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案甲第52号 鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案甲第53号 鳥栖市下水道条例の一部を改正する条例

議案甲第54号 鳥栖市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

[総括、採決]

閉会中の継続審査申し出の件

[採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし



自 午前10時

現地視察

新産業エリア (幸津町) 農業集落排水施設 (於保里、下野) 新鳥栖駅周辺 (原古賀町)

至 午前 11 時 30 分

 ∞

午後1時8分開議

藤田昌隆委員長

それでは、本日の建設経済常任委員会を開きます。

藤田昌隆委員長

きのうまでの審査におきまして、資料等の要求をしておりましたので、それについての説明を求めます。

野田 浩都市整備課長

きのうの委員会の折に、資料提出を受けた分でございます。

まず1枚目でございます。

新鳥栖駅周辺の駐車場の利用状況でございます。平成23年度、利用台数が16万972台でございます。有料出庫数と無料出庫数と書いております。鳥栖駅東駐車場の利用状況でございます。平成23年度が5万4,680台、それぞれ有料と無料出庫数を書いております。新鳥栖駅のほうは増加傾向にございます。鳥栖駅東のほうは減少傾向でございます。

次に2枚目をお願いいたします。

新鳥栖駅周辺駐車場のナンバー別集計表となっております。ちなみに、平成23年度につきましては、佐賀県ナンバーが794台、52.24%でございます。ちなみに、ことし平成25年度の上半期でございます。佐賀県ナンバーが1,276台で63%という状況になっております。

次に下のほうをお願いします。

九州新幹線新鳥栖駅の乗車人数でございます。平成 23 年度が 836 人、平成 24 年度が 1,062 人です。前年度比 127%となっております。

次に3ページをお願いいたします。

都市公園条例の別表でございます。左の黒枠の部分が、右の平成 26 年度から占用物件のこういう状況になるっていうものでございます。

以上です。

藤田昌隆委員長

説明のほう終わりましたが、どなたか質疑はございませんでしょうか。

中川原豊志委員

資料のほうで3ページ目でございます。

先般の委員会のときに、委員会資料の中で、現行と改正後というところをお話させてもらったときに、若干数値が違うようなお話をさせてもらったんですが、最終的には、委員会資料は間違いなかったと。で、この中でいう電話柱、それからその他の柱類、架橋、これが1,500円がおのおの670円、67円、7円というふうに下がるというふうなことでよろしいわけですよね。

野田 浩都市整備課長

はい、そのとおりでございます。

中川原豊志委員

了解いたしました。

何か、すごく、今まで 1,500 円もらってたのが、たった 7 円しかもらえんようになるのかなと、何か寂しい感じがするんですが、そういうふうなことですね。

はい、わかりました。

藤田昌隆委員長

ほかにございませんでしょうか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

[発言する者なし]

それでは資料等の説明及び質疑を終わります。

∞

総 括

藤田昌隆委員長

それでは、これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いします。

森山 林委員

そしたら私のほうから2点だけ、お尋ねも含めてお伺いします。

まず中央公園、あそこでキャッチボールといいますか、ボール遊びをされて池の中に落と されておると。そういった状況で、恐らく役所のほうに取ってくださいとか、そういったあ れがみえてると思いますので、そこら辺の、高さの、恐らく防護はされておりますので、あ そこでキャッチボールをしてはいけないということではないと思いますし、そこら辺、どげ なふうですかね。

藤田昌隆委員長

答弁できますか。

野田 浩都市整備課長

はい、時折ボールが池に落ちたので取ってくれという電話が公園係のほうにかかっております。公園係、課内で話しておりまして、景観にも配慮した形で地元と協議を行っているところでございます。

今、木柵にロープを張っただけでございますんで、防球ネットが、張って、景観上どうかなという協議をしているところでございます。

森山 林委員

あそこにボールを取りよっておぼれたりしたらまたいかんと思いますので、ぜひそういったことについてはお願いをいたします。

それからもう一点は、これ、虹の橋の件です。この件について、自転車の場合で、階段のところに、こう真ん中にスロープ、あるいはこうあっですかね、上るときに。エレベーターを利用されておりますけれども、1台しかもちろん当然自転車も入らんと思いますので、その点、どうかということと、もう1点は、あそこに屋根をつけてくれと、そういった要望が今までにあったのかどうか、お尋ねいたします。

橋本有功建設部次長兼建設課長

虹の橋につきましては、現在市道という位置づけで、市道としての認定をいたしております。大体幅員が5メートルぐらいの人道の跨線橋でございますけれども、森山議員おっしゃ

るように、自転車につきましては、エレベーターで上がっていただいて、現状では、押して 橋を渡ってくださいというような注意書もつけております。

基本的には、やはり歩行者が通る橋という位置づけが高いと思っておりますので、あまり 自転車が行き来するのはちょっと、今、自転車事故というのもかなり問題にもなっておりま すので、そういう観点から、現状では階段にスロープをつけるとかいうことについては考え ておりません。

それから上屋につきましては、当時、橋をつくった際に、上屋が設置できる荷重として桁等が計算の上でつくられておりませんので、現状では上屋をつけるのは、荷重等によって危険性がございますので、厳しいのではないかというふうに考えております。

そういった御意見については、今のところ建設課のほうまで、そういう御意見はあっておりません。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

森山 林委員

ありがとうございました。

藤田昌隆委員長

樋口議員、何かございますか、総括。

樋口伸一郎委員

ございません。

中川原豊志委員

すいません、議案甲第 36 号の廃棄物処理の条例の一部を改正する条例のうちのごみ袋の件でございます。委員会の折にもちょっとお話をさせてもらったんですけれども、消費税が 5 % から 8 %に上がることによって、ごみ袋が 1 枚 40 円から 42 円になるというふうなことでございました。

これにつきましては、もともとの単価が39円だったからというふうなことでお話をいただいたんですが、市民の方に対しては、2円上がるということは5%上がるというふうな捉え方になるんじゃないかなというふうに思いますんで、その辺のところの周知といいますか、理解いただけるようなものなんがあればなというふうに思います。要するに市民の方の負担増になるというふうなことですんで、対応方よろしくお願いしたいと思います。

藤田昌隆委員長

答弁要りますか。

中川原豊志委員

できれば。

槙原聖二環境対策課長

4月からの消費税の8%に上がるとき前に、一応広報等でその辺の周知のほうは徹底をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

はい、ほかには。

内川隆則委員

これ、閉会中の継続審査の中にも、この中にも出るかどうかわからなかったんですが、実はことしから副市長が1人ふえて、総務省からみえたんですが、この理由は、いわゆる特に、限ってじゃないでしょうけど、国県道がなかなか遅々として進まない、鳥栖市にとって、何かそこその辺で、国とのパイプを大きくしたいという意味合いから、みえたんだろうというふうに思っておりますが、その辺、状況、環境がどのように変わったのか。いまだに3号線は工事が進んでいない中で、どうなのかというふうに思いますので、教えていただきたいと思います。

松田和敏建設部長

新しく副市長みえられたということでございますが、その前に、私ども国道・交通対策課を新たに新設いたしまして、その中で、国道、特に3号の拡幅でもう事業化されておりますので、鳥栖久留米もそうですけれども、そちらのほうに、私ども職員も用地交渉に同行し、また、今後平成26年度からは、班体制を、佐賀国道事務所のほうの用地交渉の人員を、体制を多くするというようなところで、事業の推進に努めていくということで、今、事業の支援を行っているとこでございます。

以上です。

内川隆則委員

副市長がみえて、こういう点では非常にスムーズになった、進んできたっていうふうなやつがあったならばということを聞いたんですけれどもですね。その辺がないならないでもいいけれどもう市民の感情は、何千万円も使って、何の効果があるかいというふうなことにならんようにね、やっていかんといかんだろうと思いますけれども、きのうきょう来てから、あしたからきょうからっちゅうふうな具合はまいらんでしょうけれども、その辺はちゃんと答えができるように、実績を出してください。

継続中の審査にも、そういうものがあれば、進んだ経過をお聞きする機会を期待しており

ますので、よろしく。

藤田昌隆委員長

はい、ほかには。

[発言する者なし]

それでは、ないようですんで総括を終わります。

採 決

藤田昌降委員長

これより採決を行います。

∞

議案甲第34号 鳥栖市衛生処理場設置及び使用料条例の一部を改正する条例

議案甲第36号 鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第37号 鳥栖市地域休養施設条例の一部を改正する条例

議案甲第38号 鳥栖市滞在型農園施設条例の一部を改正する条例

議案甲第39号 鳥栖市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

議案甲第 41 号 鳥栖市都市公園条例の一部を改正する条例

議案甲第 42 号 鳥栖市駐車場条例の一部を改正する条例

議案甲第 43 号 鳥栖市道路占用条例の一部を改正する条例

議案甲第44号 鳥栖市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

議案甲第 45 号 鳥栖市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案甲第52号 鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案甲第53号 鳥栖市下水道条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

12 議案ございます。お手元の資料をよろしくお願いします。

初めに、議案甲第34号、議案甲第36号から議案甲第39号まで、議案甲第41号から議案 甲第45号まで、議案甲第52号及び議案甲第53号、以上12議案についてお諮りをいたしま す。

12 議案は原案のとおり、可決することに御異議はありませんでしょうか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

12 議案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

賛成多数でございますので、可決をいたします。

∞

議案乙第 35 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算 (第 5 号)

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)についてお 諮りをします。

本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議はありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分は、原案のとおり可決されました。

∞

議案乙第37号 平成25年度鳥栖市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)

議案乙第 38 号 平成 2 5 年度鳥栖市新鳥栖駅西土地区画整理特別会計補正予算(第 2 号)

議案乙第39号 平成25年度鳥栖市水道事業会計補正予算(第1号)

議案乙第40号 平成25年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第2号)

議案 甲第 40 号 鳥栖市農業集落排水施設整備事業分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第 54 号 鳥栖市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

藤田昌隆委員長

続きまして、議案乙第37号から議案乙第40号、議案甲第40号及び議案甲第54号、以上

- 6議案について、お諮りいたします。
 - 6議案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって6議案は、原案のとおり可決されました。

∞

藤田昌隆委員長

以上で、建設経済常任委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。 ただいま議決した議案に対する委員長報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一 任願いたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よってそのように決定をいたします。

閉会中の継続審査の件

藤田昌隆委員長

続きまして、閉会中の継続審査の件でございますが、これを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配布の事件につきまして、委員会としてなお検討調査を要するため、閉会中の継続審査といたしたいと思います。

以上のとおり議長に申し出することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、以上のとおり申し出することに決しました。

∞

藤田昌隆委員長

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

午後1時26分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29号の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 藤 田 昌 隆